

令和8年6月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和8年6月9日（火）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番	吉川 裕三	2 番	川村 太志	3 番	永野 栄一
4 番	松繁 美和	5 番	白石 伸一	7 番	中山 百合
8 番	大石 教政	9 番	澤田 康雄	10 番	岩本 誠生

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 小笠原 知子

主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	澤田 和廣	副町長	高橋 清人	教育長	大西 千之
参 事	大石 博史	総務課長	田岡 学	住民生活課長	松葉 早苗
政策企画課長	澤田 直弘	まちづくり推進課長	田岡 明	建設課長	中西 一洋
健康福祉課長	澤田 真紀	病院事務長	佐古田 敦子		

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

2 番 川村 太志 議員

- ・人口減少対策・担い手不足について
- ・部活動の遠征等における安全確保について
- ・ITツールの活用リスクについて

4 番 松繁 美和 議員

- ・介護保険事業について
- ・教職員の働き方の改善について
- ・再生可能エネルギーの適正な開発と規制について
- ・イラン戦争による原油・ナフサの高騰・物資不足の地域経済・地方財政への影響について

9 番 澤田 康雄 議員

- ・観光について
- ・農業公社について
- ・人口動態について
- ・中間管理住宅について

7 番 中山 百合 議員

- ・ごみ出し困難世帯の支援について
- ・福祉タクシー料金助成事業について
- ・まちなかチャレンジショップの今後について
- ・上街公園の第1町民プール取壊しについて

1 番 吉川 裕三 議員

- ・県の消防広域化の取り組みに対する町長の所見を問う
- ・庁舎管理規則の制定及び庁舎周辺の諸課題について
- ・南海トラフ地震対策について問う

開会 9：00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生さん）日程第1、一般質問を行います。

提出のありました通告について、あらかじめ議長のほうで決めました順番で発言を許し

ます。発言順番は、お手元に配付いたしました発言一覧表のとおりであります。お目通しをいただきたいと思います。

それでは、議席番号2番、川村太志さんの一般質問を許します。

2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2番、川村太志、一般質問を始めさせていただきます。

今回は3点、事前に通告させていただいております。よろしくお願いします。

それでは初めに、人口減少、担い手不足についてということで質問をさせていただきます。

初めに、人口減少対策と担い手不足についてお伺いいたします。

本山町をはじめとする中山間地域では、人口減少と高齢化が長年にわたり進行しており、その影響は地域社会のあらゆる分野に及んでおります。

かつては、地域の中で自然に受け継がれてきた自治活動、消防団活動、農林業、祭りや伝統行事なども、担い手不足により維持が難しくなっております。

また、人口減少の影響は人数の問題だけではありません。地域で働く人が減少すれば、事業者の後継者不足につながり、医療や福祉を支える人材も不足します。学校においては、児童・生徒数の減少が進み、地域コミュニティそのものの活力低下にもつながります。

人口減少は全国的な課題であります。中山間地域においては、その影響がより深刻に表れます。地域を維持するためには、人口そのものの確保だけでなく、地域を支える担い手をどのように確保していくかという視点が不可欠であります。そのような観点から人口減少対策と、担い手不足への対応についてお伺いをいたします。

人口減少が続く中山間地域において、地域社会を維持していくためには、新たな人材の流入と定着を促進することが重要であります。

本町では、これまでも移住促進施策に取り組まれてきましたが、人口減少の流れを大きく変えるまでには至っていないのが現状であります。

近年は、テレワークの普及や、働き方の多様化により、地方移住への関心が高まる時期もありました。しかし、自治体間競争は年々激しくなっており、補助制度を設けるだけでは、移住先として選ばれることが難しくなっています。移住希望者が求めるものも変化しております。住居支援や補助金だけでなく、働く場所、子育て環境、医療体制、買物環境、交通手段、地域とのつながりなど、生活全体の安心感が求められています。

また、移住者数のみを成果として捉えるのではなく、移住後にどれだけ定着し、地域活動に参加しながら暮らしていただけるかという視点も重要です。

人口減少が進む本町において、移住・定住施策は、単なる人口増加施策ではなく、地域の担い手確保として位置づける必要があります。

そこで、お伺いをいたします。現在取り組んでいる移住・定住施策、Uターン・Iター

ン施策の内容と実績についてお示してください。

また、移住相談件数、移住実績、定着率などをどのように把握しているのかお聞かせください。

さらに、今後どのような分野に重点を置き、人材確保につなげていく考えなのかをお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）おはようございます。

2番、川村議員の一般質問にお答えします。

人口減少対策、担い手不足についての取組ということでご質問いただきました。

すみません、ちょっと喉やられていまして、申し訳ありません。お聞き取りにくいところがあるかと思います。

本定例会、開会日に報告をさせていただきましたけれども、昨年10月1日現在で実施されました国勢調査の速報値によりますと、本町の人口は3,022人で、前回令和2年の調査で3,261人でしたので、5年間で239人の減少と、減少率は7.3%になりました。

細かくは分析できてはおりませんが、自然増減と社会増減で見えますと、圧倒的に自然減が大きくなっております。過去5年間、令和3年から令和7年の住民基本台帳からの年度によるデータでは、出生者数は49人で、亡くなられた方が437人となっております。この5年間で388人の自然減になります。

本町には、老人福祉施設があるという要因はございますけれども、自然減を少しでも抑えていきたいというふうに思っております。そのためにも、健康長寿のまちづくりと、そして非常に重要だと思っておりますけれども、引き続き少子化対策に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

一方で、社会増減の状況でございますけれども、これも過去5年間の住民基本台帳から年度によるデータで調べてみました。転入者が702人、転出者数が679人となりまして、若干23人と、若干ではございますけれども、転入者が上回っているという状況となっております。

こうした点から見ましても、人口減少対策といたしまして移住・定住、そしてUターン・Iターンへの取組は非常に重要でございます。先ほどご質問がありましたとおり、新たな担い手の確保、地域の担い手を確保というところを考えましても、こういった対策は非常に重要だというふうに思っております。

私は、本山町は比較的コンパクトな町でございまして、保育所から高等学校までありますし、医療機関があり、安心して子どもを産み育てる子育て支援もあります。また、消防や警察などの安全・安心を守る機関がありますし、日常生活に必要な日用品を購入できる商店もございます。そして、高知市内等への通勤も、私は可能であるというふうに思っております。

おりまして、そういう意味で比較的住みやすい、生活しやすい町ではないかというふうに思っております。

一方で、移住などを考えた場合、私、再三、話をさせていただいております、住宅の確保の問題が非常に大きな課題、そして、仕事の確保も課題というふうになってきております。

住宅の確保におきましては、空き家を活用した仲介・管理住宅の事業、これは進めておりますし、あらゆる手段で住宅の確保に努めていきたいというふう考えておるところでございます。

また、仕事という点では、地域の産業等、体験と言いますか、していただく、地域おこし協力隊の受入れ、その後の、先ほどご指摘がありましたけれども、定住につなげていかなければならないというふうに思っております。

また、チャレンジショップなども該当すると思いますけれども、起業の支援、そういったことも非常に重要だというふうに思います。まだ現在、検討を進めておりますけれども、地元の事業者さんと連携をいたしました特定地域づくり事業の協同組合などの取組も、今現在、県と取組を進めているところでございます。

それからもう一つ、触れておきたいというか、話をしておきたいのは、退職されて、本山町へＵターンをされた方、こういった方に農業に従事していただくと、半農半Ｘという言葉がありますけれども、企業、会社員から退職されて、本山町へＵターンしてこられた方、おられますけれども、そういった方が、大規模な農業ということにはなかなかありませんけれども、そういった農業に従事されておる方がおられます。

そういう半農半Ｘの取組も、私は重要ではないかというふうに思っておりまして、そういった取組も進めていきたいと思っております。

それから、少子化の問題もでございます。今、高知県人口減少対策総合交付金の連携加算型の活用をしておりますけれども、こういったものも、いわゆるＰＤＣＡを回しながら、見直しもかけながら、新たな取組を進めていきたいというふうに思っております。

具体的な数字の質問も受けておりますので、それにつきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） おはようございます。

2番、川村太志議員の質問に対し、町長の補足答弁をさせていただきます。

現状の把握をどのようにしておるかというご質問でございますが、移住状況につきましては、月ごとに相談件数と移住者数につきましては、県のほうに毎月報告をして管理をしておるところでございます。

なお、定着数もありましたが、現状といたしまして、令和５年度の移住者数が３０世帯、３１名、令和６年度が４７世帯、５９名、７年度につきましては４２世帯、５５名ということで、若干でございますが増加傾向にあります。

議員のご質問にありました移住者だけではなくて定住につきましては、2年後、令和3年に入っておられた方が2年後にどうなっておるかという調査がいわゆる定着数ということで計算しておりますが、それにつきましては、令和3年の移住者が、令和5年で67%が本山町に引き続き定住しておるという数字は拾ってございますが、直近の6、7につきましては、まだ2年到達しておりませんので、直近はそのような数字ということでご理解いただきたいと思います。

なお、移住者の相談件数につきましては、昨年度は199件です。これは延べではございません。実数で199件になりますけれども、この内訳につきましては、実際に早期に本山町にお住まいになられたという希望の相談もあれば、今後、移住先を見つけるための相談という件数もございますので、これがそのまま移住者につながるというわけではございませんけれども、相談件数も若干伸びておるという現状でございます。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）丁寧な説明ありがとうございます。

移住・定住対策については町長もおっしゃられていましたけれども、住宅確保とか幅広くなってくるので今回通告を出していませんけれども、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

そこで、ふるさと住民制度についてここでお伺いをいたします。つい最近、県のほうでも説明があったようでございます。

人口減少社会においては、実際に住んでいる人口だけでなく、地域と継続的な関わりを持つ関係人口の存在が重要になっております。本山町には、ふるさと納税を通じて応援してくださる方、本山町出身者、過去に居住経験のある方、観光や仕事で継続的に訪れてくださる方など、多くの関係人口が存在していると考えます。

国においても、ふるさと住民登録制度の創設が検討されておりますが、その背景には、人口減少社会の中で地域との関わり方を多様化させようという考えがあります。今後は、実際の居住人口だけで地域を支えることが難しくなる時代が訪れることも予想されます。

そのような中で、地域外に暮らしながらも、本町を応援していただける方々とのつながりを維持し、地域づくりに参画していただく仕組みづくりは重要であります。

また、関係人口の拡大は、将来的な移住者の獲得やふるさと納税の増加にもつながる可能性があります。

そこで、お伺いをいたします。ふるさと住民制度に対する町長の見解をお聞かせ下さい。また、本町独自の関係人口創出施策や、今後の活用可能性についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）ふるさと住民登録制度についてお答えをさせていただきます。

今、話がありましたけれども、ふるさと住民登録制度は、議員ご承知のとおり、実際に

住んでいる自治体とは別に、様々な形で関わりのある自治体にふるさと住民ということで、公式にこれは登録をしていただいて、地域の皆さんと関わりを持っていただくという制度でございまして、二地域の居住、二拠点居住とかよく言われましたけれども、とか、地域のイベントなどへの応援など、地域活動への貢献であったり様々な形で、先ほど話がありましたふるさと納税、これは企業版のふるさと納税もございすけれども、そういった形で、様々な形でふるさと住民の方、地域と関わりを持っていただくと。

よく交流人口以上、定住人口未満とよくそういう言葉が使われますけれども、関係人口という形で、地域外の皆様にまちづくりに関わっていただくということで、このふるさと住民登録制度については期待をされるものでございます。

今回、行政報告させていただきましたけれども、ふるさと応援サポーター制度もその一つになるとは思っております。一昨年から進めています高知大学の学生さんとの連携や、JICAとの連携など、本年度からJICAでは、海外協力隊のグローバルプログラムということで、海外に派遣する前に日本国内の地域に飛び込んで、その地域の課題解決にチャレンジするという取組がございす。そういった経験を海外での協力活動に生かすということで、本年、3名の方が本町で経験を積まれるという予定になっております。

こうした様々な形で本町と関わりを持っていただいている方、これから持っていだける方も含めまして、ふるさと住民ということで登録するという制度、私はこれ有効であるというふうに考えているところでございます。

なお、具体的な話につきましては、先ほど県の説明会とかいう話もございましたけれども、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）引き続きまして、補足答弁をさせていただきます。

先日、6月1日に県の説明会がございまして、担当職員が行って聞いております。基本的な考え方といいますか、今年度の流れでございすけれども、総務省としましては、先ほど言いました関係人口の規模や地域との関係性を可視化するというところで、地域の担い手確保や活性化につなげるものとして位置づけをされておるようです。

本年度の取組方針といたしましては、高知県、室戸市、越知町、日高村を含みます7道県、21市町村がモデル事業採択団体となっておりまして、年度内にアプリシステムの実証事業が行われた後、本格運用が開始される予定となっております。

なお、本格的な運用になりましたら、また再度、住民の方にもお知らせをしたいというふうに考えておりますが、今年の動きとしてはそういうふうに捉えております。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

まだこれ始まっていませんので、検討しながら活用していただきたいというふうに思っております。

最後に、外国人人材の活用についてお伺いをいたします。

全国的に人手不足が深刻化する中、外国人人材は、重要な担い手として位置づけられるようになっております。農業、林業、介護、建設業、製造業など多くの分野で外国人人材の活用が進められております。

一方で、受け入れられる側には、日本語教育や生活支援、地域との共生など、新たな課題も生じています。人口減少が続く本町においても、今後の地域維持を考えた場合、外国人人材との共生は避けて通れないテーマになると考えております。労働力として受け入れるのではなく、地域の一員として、安心して暮らし、働き続けていただける環境整備も重要です。

また、事業者ごとの受入れだけでなく、行政としてどのような支援体制を構築するのかという視点も必要になります。

そこで、お伺いをいたします。外国人人材の受入れや活用について、現在の状況と今後の方向性についての町の見解をお聞かせください。

また、日本語教育や生活支援、多様文化共生に向けた取組についてもお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）2番、川村議員の質問にお答えをいたします。

本町には、約50名の外国人の方が住まわれております。そのうち、介護関係、縫製関係にお勤めの外国人が多く住まわれているのが特徴的なところでございます。

議員ご発言のとおり、日本の人口が減っていく中、人材を確保することは難しく、地域産業を守っていく上で、外国の方、外国人との共生は必要な時代であるというふうに考えております。

そこで、本町の支援体制というご質問でございますが、雇用の関係についてはなかなか難しいところがございますけれども、外国人と一くくりの人種として判断するのは難しく、住まわれていた国の文化や言語、価値観などがあります。その方々が本町で生活できる環境づくりが行政として必要ではないかというふうに考えております。

外国の方には、日本で生活する上での決まり事や、文化を理解していただくとともに、受け入れる本町の住民の方にも、その方々の理解が必要だというふうに考えております。

これら課題を推進するために、本町では令和7年度より県補助金を活用し、本山町多文化共生社会推進事業費補助金制度を創設しております。本町にお住まいの外国人と地域住民の交流を図る取組を現在進めておるところでございます。

あわせて、南海大地震の災害時に向けた地域での避難体制につきましても、今後は取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

いろんな職種が、人口減ってくる中で、担い手不足になってきております。特定地域づくり含め検討しているということで、含め、外国人の活用についても検討していただきな

がら、担い手不足解消に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の項に移ります。

○議長（岩本誠生さん）次へ進んでください。

○2番（川村太志さん）部活動の遠征等における安全確保についてということでお伺いをいたします。

部活動の遠征等における安全確保について、学校教育の目的は、子どもたちが学びを深め、心身ともに健やかに成長することであります。しかし、全ての教育活動の前提となるのは、何よりもまず、子どもたちの命と安全が確保されていることであります。

近年、全国各地において、学校活動中の事故や部活動中の重大な事故、遠征先での交通事故などにより、貴い命が失われる痛ましい事案が発生しております。そのたびに、安全管理体制の在り方が問われておりますが、事故は一度発生すれば取り返しがつかないものであり、事後対応だけでは決して十分とは言えません。

特に、本町のような中山間地域においては、部活動や各種大会への参加のため、長距離移動を伴う機会が少なくありません。高知市内はもとより、県内各地、場合によっては県外への遠征も行われております。こうした遠征活動は、子どもたちにとって貴重な経験となる一方で、移動時間の増加に伴い交通事故のリスクも高まります。

また、山間部特有の道路事情や気象条件による影響も考慮しなければなりません。

さらに、近年は猛暑日が増加しており、移動中や屋外活動中における熱中症リスクも高まっております。高知県においても、夏季の高温化は顕著であり、協議中だけでなく、移動中や待機中の健康管理も重要な課題となっております。

また、教職員の働き方改革が進められる中で、部活動の地域移行や地域展開が進みつつあります。従来は、教職員が中心となって対応していた引率や安全管理についても、その役割分担や責任範囲が変化しつつあります。

このような状況の中で、学校教育委員会、保護者、地域指導者がどのように連携しながら安全確保を図っていくのかは、極めて重要な課題であります。

特に、私が懸念しておりますのは、試合や大会への送迎に関する問題であります。現在、多くの部活動では、学校所有車両、貸切りバス、公共交通機関の利用だけでなく、保護者による自家用車での送迎が行われているケースもあると認識しております。

しかしながら、送迎中に交通事故が発生した場合、その責任はどこにあるのか、また補償はどのように行われているのかについて、保護者が十分に理解しているとは限りません。

例えば、保護者が善意で他の生徒を同乗させて送迎している場合に、事故が発生した際、運転者個人の自動車保険で対応するのか、学校管理下として扱われるのか、あるいは日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の対象となるのかなど、ケースによって取り扱いが異なる可能性があります。

また、引率中の教職員が運転する車両で事故が発生した場合や、委託したバス事業者に

よる事故が発生した場合についても、それぞれ責任の所在や補償内容が異なることが考えられます。

事故発生後に初めて補償制度を確認するのではなく、あらかじめ保護者や関係者へ周知し、万一の場合の対応を明確にしておくことが重要ではないでしょうか。

さらに、遠征時に、交通事故だけでなく、急病やけが、熱中症、自然災害の発生なども想定されます。近年は、線状降水帯による豪雨災害や地震への備えも必要となっており、遠征で災害が発生した場合の連絡体制や避難計画についても確認しておく必要があります。

安全管理とは、単に事故を防ぐことだけではありません。事故や災害が発生した際に、いかに迅速かつ適切に対応できるかという、危機管理体制まで含めて考える必要があります。保護者が安心して子どもを学校活動へ参加させることができる環境を整備するためにも、安全対策については、継続的な点検と改善が求められます。

そこでお伺いをいたします。現在、本町の学校において実施されている部活動遠征や校外活動時の安全管理体制は、どのようになっているのかお示してください。

また、引率体制、移動手段ごとの安全確認方法、貸切バス利用等の安全基準などについて、どのような取組を行っているのかお聞かせください。

さらに、送迎中や遠征中の事故等が発生した場合の責任所在や補償制度について、保護者へどのような説明を行っているのかお示してください。

あわせて、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用範囲、学校管理下の考え、保護者車両による送迎時の補償の取り扱いについてもお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）おはようございます。

2番、川村太志議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

部活動の遠征等における安全確認についてでございますが、学校活動中の安全確保につきましては、議員もおっしゃいましたように、大変重要であると位置づけをしております。

今回、質問をいただきました部活動における事故につきましては、交通事故を含め、活動中の事案の発生もしており、安全管理の体制が重要であると考えております。今後も、安全確認につきましては、学校での確認、教育委員会と学校との確認協議などを継続的に実施をしていく必要があるというふうに考えております。

具体的に、質問のありました内容で答弁をさせていただきますと、部活応援生や郊外活動の安全管理体制についてですが、引率体制につきましては、部活動で試合に行く場合には、バスに引率の教員が乗車しております。また、大会時の試合会場には、教員が準備等でおるといような状況です。練習試合でバス利用の場合も教員がバスには同乗するようにしております。

校外活動につきましては、授業時間中を含め、様々ないろんなケースがございますが、複数で引率を行うようにしております。

移動手段ごとの安全確認方法でございますが、バスでの移動であれば、行く前と到着後の確認、これは当然でございます。徒歩での校外活動であれば、引率の教員が安全確認を行ってまいります。活動内容で、校外活動のときに、講演単位などの外部人材の支援もいただいております。当然、各活動ごとに事前の出欠の確認はして、当日の活動といったことにしております。

貸切りバス利用時の安全基準でございますが、許可を得た貸切りバス事業者であること、委託の場合、運転手の管理や教育、車両の点検等、実施されているものというふうに考えております。

保護者送迎時の取り扱いでございますが、全て確認はできておりませんが、保護者による会場への送迎につきましては、部活動であれば、保護者会で協議をしていただくということで、年度当初にそういった会も設けているところです。

あと、議員も申されました、非常に最近、夏、暑いということで、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に、暑さ指数WBGTがございます。各学校には、その指数を測定する計測器を導入しております。屋外での活動などの判断を行う際に、それを利用させていただくということにしております、また対応マニュアルなども教職員で共有をしているところです。

事前の注意喚起や水分補給など体調管理含めまして、家庭にも注意喚起の連絡もさせていただきます。

緊急時の対応についてでございますが、事故等の発生時におきましては、対応については、各学校マニュアルを作成しておりますので、教職員で共有して対応することとしております。

遠征先での災害発生時の対応でございますが、まず、大雨、台風ですと、事前の情報収集が大事だというふうに位置づけをしております。しかしながら、災害発生時には情報の収集、安全な場所の確保、学校等関係機関及び保護者への連絡など、具体的に対応マニュアルを共有しております、慌てずに対応していくことが大事であるというふうに考えておりますが、災害発生時ですので、協力しながら対応していく必要があるのかなというふうに思っております。

大雨等災害が発生しそうなときには、事前に対応することにしております。部活動につきましては、保護者に情報通知、今回はこういった状況であるということで、情報通知システムの「すぐーる」で、事前に今日は活動は中止といった内容で連絡をすることというふうにしております。

学校での授業、部活動等の学校の管理下における活動中の事故等は、基本的に保険の対象になるというふうに考えております。しかし、許可をしていない活動であるとか、そういった対象外となるケースもございます。

また、保護者の送迎につきましても、部活動の保護者会では協議もいただいておりますが、具体的には、自動車保険との関係もありますので、補償等につきましてはケースもご

ざいますので、この場合はこうだといった取り扱う上で今回お答えはできませんので、理解していただきたいというように思いますが、今後もう少し確認をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん）ありがとうございます。

最後に、近年発生した全国的な事故事例等を踏まえ、本町として、今後、見直しや強化を検討している事項があれば、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん）今回、事故等を踏まえ、国からも、県もそうですが、安全確保についての通知が教育委員会のほうにもございましたし、それは学校のほうでも通知をしておりますが、こういった通知を、確認を進めるとともに、これまで実施している安全対策の確実な実行をしていこうというふうに考えております。

学校における危険な箇所の早期解消であったり、学校現場と連携を強化するとともに、例えば必要であれば郊外活動のときに、町バスの使用について予算も確保しているということで、教員が運転する場合があるのかどうか、そういったことも確認をして、郊外活動では、そういった町バス等公用車等の活用もしていこうということで、ちょっと今具体的に学校のほうに調査をしているところです。

答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん）ありがとうございます。

部活に限らず、遠征、校外活動において、安全確保をしっかりと取っていただきたいというふうに思います。

最後の項へいきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） どうぞ。

○2 番（川村太志さん） I T ツールの活用リスクについてご質問させていただきます。

スマートフォンやタブレット端末、SNS、動画共有サービス、オンラインゲーム、生成AI など、デジタル技術は私たちの生活に急速に浸透しております。かつて、インターネットは一部の専門的な利用者のためのものでありましたが、現在では、日常生活のあらゆる場面で活用される社会基盤となっています。買い物や行政手続き、金融サービス、学習、コミュニケーションなど、多くの活動がデジタル空間を介して行われる時代となりました。

学校現場においても、1 人 1 台端末の整備が進み、児童・生徒が日常的にデジタル機器を利用する環境が整えられております。

デジタル技術は、学習機会の拡大や、情報収集能力の向上に大きく貢献する一方で、その利用に伴うリスクも複雑化しております。現在の子どもたちは、生まれたときからイン

ターネットが存在する環境で育つ、いわゆるデジタルネイティブ世代であります。

しかし、機器の操作に慣れていることと、安全に活用できることは、全く別の問題であります。近年では、SNSを通じたトラブルや誹謗中傷、ネット依存、個人情報漏洩、オンラインゲームを通じた犯罪被害、フィッシング詐欺など、子どもたちを取り巻くリスクは、年々多様化しております。

また、ショート動画サービスの普及により、短時間で大量の情報に触れる環境が一般化しました。便利である一方、刺激の強い情報が優先的に表示されるアルゴリズムの影響によって、怠った情報ばかりを受け取る可能性も指摘されております。

さらに、近年では、AI技術の発達によって、写真や動画、音声までも人工的に生成できる時代となりました。見た目では真偽の判別が難しいディープフェイク技術も急速に高度化しており、情報を受け取る側には、これまで以上の判断力が求められております。

技術の進歩そのものを止めることはできません。だからこそ重要なのは、危険だから使わせないという考え方ではなく、安全かつ適切に活用する力を育てることです。

また、こうした課題は子どもたちだけの問題ではありません。保護者世代においても、新しい技術の理解が十分に追いついていないケースが少なくありません。家庭で適切な助言を行うためにも、大人自身の学び直しが必要な時代になっていると考えます。そのため、学校教育だけでなく、家庭や地域を含めた総合的な情報リテラシー教育が求められるのではないのでしょうか。

インターネット上には、便利なサービスが数多く存在する一方で、その利便性を悪用した犯罪やトラブルも増加しております。特に、近年はSNSを通じた見知らぬ人物との接触、オンラインゲームをきっかけとした金銭トラブル、動画投稿による個人情報流出、誹謗中傷問題など、子どもたちを取り巻くリスクが深刻化しております。

また、短時間で大量の情報を消費する利用形態が広がる中で、集中力や学習習慣への影響を懸念する声もあります。こうした問題は、単に利用時間を制限するだけでは解決できません。危険性を理解し、自ら判断し、適切な行動を選択できる能力を育成することが重要であります。

さらに、保護者自身が十分な知識を持たないまま、子どもに端末を持たせているケースも少なくありません。学校だけが対応するのではなく、家庭との連携が不可欠であります、そこでお伺いをいたします。

インターネットやSNS利用に伴うリスクについて、学校教育の中で、どのような指導を行っているのかお示しをください。

また、SNSトラブル対策、ネット依存対策、オンラインゲーム利用指導、個人情報保護教育、保護者向け啓発活動、親子で学ぶ情報モラル教育について、現在の取組状況と今後の方向性をお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）2番、川村太志議員の質問に対し答弁を申し上げます。

I Tツールの活用についてでございますが、議員おっしゃられましたように、1人1台端末の整備により、子どもたちの学びの可能性が大きく広がる一方で、不適切な利用に伴うトラブルや危険への懸念は、大変重要な課題というように認識をしております。

危険だから、問題が起きてから端末を使わせない、機能を禁止する指導では、これからのデジタル社会を生きる子どもたちに、考えて行動する力をつけることにはつながらないというふうに考えております。

ネットという公共の作法、振る舞いを学ぶ、メリットとデメリットを検討し、悪い結果だけを強調しない、いい行動を強化する、責任ある市民として社会に参加するための知識や能力を学ぶデジタル・シティズンシップ教育、これを令和7年度から進めておりましたが、令和8年度より、町内全小・中学校でデジタル・シティズンシップ教育、I Tツールのリスクとよき使い手になるための学習を始めております。

この教育は、トラブルを遠ざけるのではなく、オンラインの多様な環境において、困難に直面した際にも、子どもたち自身がよりよい選択をし、自律的に行動できる知識と実践力を身につけるための予防的、創造的な学びを取得する教育と位置づけております。

現在、発達段階に応じた内容で授業実現を進めているところです。具体的には、個人情報について、ゲームを上手にやめる方法、SNSの配信についてなど、各学年や全校を対象にした内容で開催をしております。

また、この教育を実効性あるものにするためには、学校だけでなく、子どもたちの生活の場である家庭との連携が不可欠です。学校での学びを家庭へ持ち帰るワークシートを活用して、親子でデジタルツールの使い方について話し合う機会を設けていただくようにしております。

そして、保護者からの気づきや感じている課題を学校へフィードバックし、双方で学ぶ合う仕組みを構築しているところです。家庭で共に学ぶいい機会となっており、このようなことを継続して、親子で意識を高めていく、こういった学習が必要だというふうに考えております。

本年度、3校で実施をしておりますが、また、7月には2つの小学校ですが、授業での学びを実施をします。中学校では1年間を通してネットに関する講演、そして県内大学と連携をしまして、ネット等について学びをするなど、継続した取組になるよう、それぞれの学校において計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）最後に、生成A I デマ情報対策についてお聞きをいたします。

近年、生成A I は、急速な進歩を遂げております。文章作成、画像生成、動画生成、音声生成など、従来は専門的な技術が必要としていた作業を誰でも簡単に行える時代となりました。教育分野においても、学習支援や、調べ学習、アイデア創出などへの活用が期待されております。

一方で、生成ＡＩは、誤った情報をあたかも正しい情報のように出力する場合があります。また、ＡＩによって生成された画像や動画が本物であるかのように拡散される事例も増えております。近年では、選挙や国際情勢に関する偽情報、著名人を装った詐欺広告、ディープフェイク動画なども社会問題となっております。

今後の社会では、情報を探す力だけでは不十分であります。情報源を確認する力、複数の情報を比較する力、事実と意見を区別する力、情報の背景を考察する力など、批判的思考力がより重要になります。生成ＡＩが発展すればするほど、人間には考える力が求められる時代になると考えます。

また、将来的には、ＡＩを使いこなせる人と使いこなせない人との間で、新たな情報格差や学力格差が生じる可能性もあります。

教育現場においては、ＡＩを禁止するのではなく、正しく活用しながら、その限界や危険性についても理解させる教育が必要になるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。児童・生徒が情報の真偽を見極める力を身につけるため、学校教育の中で、どのような取組を行っているのかお示しをください。

また、フェイクニュース対策、ディープフェイクへの対応、生成ＡＩ活用教育、情報の検証方法に関する指導などについて、現在の取組状況と今後の方針をお聞かせください。

さらに、今後、ますます進展するＡＩ社会において、本町の子どもたちにどのような能力を身につけてほしいと考えているのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁をさせていただきます。

生成ＡＩデマ情報対策についてでございますが、生成ＡＩも、近年、物すごいスピードで進化をしております。それにどのように対応していくか、なかなか大変なところもございますが、生成ＡＩにつきましても、先ほど言いましたデジタルを使っていく、あるいは使うだけではなく、使い方をきちんと勉強していく、生成ＡＩについても同様だというふうに考えております。

これからの社会を生きていく子どもたちにとっては避けて通れない、そういったツールであるというふうに思っております。どうしたらいい使い手になれるか、誤った情報など、生成ＡＩについての知識とともに学ぶ機会を持つていくことは重要だというふうに考えております。

令和８年度、ＡＩについて教職員研修を実施しております。使いこなすだけでなく、多様な教科の学び、習得した知識を武器に、ＡＩに支配されずにＡＩを使って人間社会をどうやって豊かにするか、ＡＩの教育倫理について検証を行ったところです。

また、７月には、文科省の生成ＡＩ利活用検討委員で、実際に授業で実践をしている東京都内の小学校の教員を招聘しまして、ＡＩの活用について教職員研修を計画しております。実際に授業を担当する先生方に実践を含めた研修をしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

A Iにつきましては、活用するだけでなく、その情報や提案を主体的に吟味し、自ら考え判断し、自ら行動できることが大事であるというふうに考えております。なかなか難しいところもございますが、自ら考える、対話をする、地域や社会とつながるなど、様々な経験や学びを通して、何のために使うかなどを判断する力をつけていく必要があるのではないかと考えております。引き続き学校と協議をしながら、必要な、あるいは力をつけていく研修を継続的に行っていきたいというふうに考えております。

私自身としましては、やはり、技術の進歩にいろいろ振り回されるのではなく、学びで習得した知識を武器に、A Iに支配されずにA Iを使って人間社会をどうやって豊かにするか、主体的に考えて、自立して行動ができる人を育てていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

その真偽見極める力、考える力をつけて教育していただきたいと思いますし、また、親子で、そういった情報社会になってきていますので、親子で学べる場というものも、またぜひ、つくっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）以上で、2番、川村太志さんの一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 9：50

再開 10：00

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

4番、松繁美和さんの一般質問を許します。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）議長のご指名いただきましたので、ただいまから一般質問を始めます。

まず、最初の課題です。

介護保険事業について通告をいたしました。これは、3月議会でも少し質問した内容と重なってくるかと思うんですが、その後の変化など、事情をいろいろ伺いましたので、重ねての質問になりますけれども、ご了承ください。

本年３月末で、近隣町での介護事業所閉鎖に伴って、本山町からの利用者への影響についてお伺いをいたしました。その際、嶺北中央病院の通所リハビリにおいて受入れをするということを聞きまして、当座のそうした解決は図られたんだろうというふうに受け止めておりました。ところが、それはよくよく考えれば当たり前のことなんですけれども、隣町の通所リハを閉鎖したことによって、本山町の利用者だけではなくて、当然、土佐町、大豊町、近隣の町からの利用者がそれぞれ医療リハであるとか、そして、通常のデイサービス、あるいは地域のミニデイといったところに行くだとか、いろいろ振り分けをし、そして、できるだけこの介護保険制度の下で、在宅で家族を見たいという方にとっても、通所リハだったからこそ、在宅で見られたけれども、通所リハがなくなったら、もう施設へ入所させるしかないというような事例もあったようで、そうすることによって、施設のほうもいっぱいになっているというような事態を聞き、そして、当然ですけれども、４月以降も要介護の方が出てくるわけですね。３月末で一旦切ったから、４月からしばらく出てこないということではありませんので、そうした方が病院に入院していたけれども、在宅で家族が介護したいと、仕事もしながらやりたいと思っていたけれども、いざ本山町へ頼りになってみたら、通所リハでの引受けがなかったというようなことをお伺いしましたので、改めて、その後の状況、これから先もやっぱりこういうのが出てきますので、いわゆる介護難民を出さない、そのために今後の介護、必要な体制は本当に十分と言えるか。また現状などをお伺いをいたしまして、そして、その対策も併せてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）４番、松繁議員の質問にお答えをいたします。

介護保険事業についてということでご質問をいただきました。令和８年４月の現在、第１号被保険者数が１，３６７名、そのうち約１９．４％、約２０％の方が要支援、要介護認定者となっております。２６５名になっています。認定者数のうち約８９．４％の方が何らかの介護サービスを利用されているという状況となっております。

利用されているサービスのうち、福祉用具の貸与などを除く居宅系のサービスが約８０％余りの方が嶺北管内の事業所により提供されているというふうに把握をしておるところでございます。

嶺北管内の居宅系の介護事業所は１６事業ありまして、うち本町では７事業ということでございます。議員ご指摘の近隣町での介護事業所の閉鎖ということでございますけれども、ご承知のとおり、本年３月末で近隣町での通所リハビリテーション事業が廃止されております。当該介護事業所を利用されている方につきましては、これは本山町の方、本山町外の方もおられると聞いておりますけれども、本町の通所リハビリテーション施設のほうで受入れをさせていただいたところでございます。

新たな利用者受入れ困難を来しているということについては、私自身、現状で承知はしておりませんけれども、ご指摘のありましたとおり、保険あって介護なしということにな

らないように、要介護者の方に必要なサービスが提供できるよう、これはもう本町だけではなくて、嶺北地域全体での連携も含めて取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）おはようございます。

4番、松繁議員のご質問に対し、町長の補足答弁をいたします。

介護保険制度は、基本的な考えといたしまして、単に介護を要する高齢者の身の回りのお世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念としております。利用者の選択により、多様な主体から保険、医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度で、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を現在採用しております。

今回、ご質問のありました本山町通所リハビリテーション事業は、その中でも介護保険サービスの一つで、利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、理学療法士等の専門のスタッフによる機能の維持、回復、訓練や日常生活、動作訓練が受けられるリハビリテーション中心のサービスを計画的に行う通所系リハビリサービスとなっております。

本山町通所リハビリテーションは、予防介護通所リハビリテーション、介護通所リハビリテーションの二つのサービスを利用することができ、要介護認定後、医師の判断により作成された意見書に基づいて、市町村が設置する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが作成したケアプランに基づいて、利用者一人一人の自立支援に役立つサービスを提供しております。

現状として、利用定員が1単位、1日ということなのですが、20人となっております。令和7年の実績は、月平均登録者数が45人、1日平均利用者が14人、お一人お一人のサービス内容に基づきプランを作成しております。

今回、近隣の介護事業所閉鎖に伴い、嶺北地域での通所リハビリテーションは、本町の事業所のみとなっております。職員は兼務ではありますが、医師1人、医療技術者1人、介護・看護職員が会計年度の職員、フルタイムが6名、パートが4名の合計12名で事業の運営を行っております。

その中で、閉所により、4月から新たに8人の方を受け入れております。実績から見ますと、令和8年3月、1日平均の利用者が13.2人に比べ、4月は15.1人、5月は13.7人で、4月、5月の登録者数が48人となっております。そして、1日で最も多い利用者数が19名というふうになっております。

今回のご質問にある新たな利用者の受入れが困難ではないかということですが、5月に保健センター内のエレベーターの老朽化に伴い更新工事が行われました。2階に浴室があることから、一部入浴サービスの提供が制限され、4月5月の利用者の受入れは調整を行いました。その中で、閉鎖関連とは別に4人の方の新規申請があり、1人は嶺北中央病院

の訪問リハビリとほかの施設でのデイサービス、2人はほかの施設でのデイサービスを提供して、1人は現在入院中です。4人の方に対しては、今後、プランの見直しを行っていく必要もあると考えております。

また、これからの対策としまして、現状のサービスやプランを地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー等と見直しを行い、調整を図っていく必要があると考えております。限られたサービスの中で、利用者の方に寄り添ったサービスを展開し、介護が必要な方への体制づくりをさらに構築していく必要があると考えております。

以上、町長の補足答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）現状は十分理解をいたしました。ただ、町長も言われたように、これも保険あって介護なしではいけないと、2000年にスタートした介護保険制度、もう四半世紀が過ぎました。当時から、この介護保険のいわゆる人口の少ない山間部での経営との関係で、事務長も言われたように、介護保険の保険料で賄っていくということは限界があるだろうというようなことも言われてまいりました。

それで、少し、この地域で人材も確保して、まずは理学療法士の数が圧倒的に少ないということが、この通所リハを継続できないということの問題点であると思いますけれども、そうした人材育成、これはくしくも、昨日、土佐町議会でも同じようなことが起こっておりまして、さらに土佐町には通所リハがないということで、さらに深刻な感じがいたしましたけれども、そこでも、今日、町長が言われたように、本山町だけではなかなか解決できないと、嶺北全体で話し合いをしながら、そして介護だけではなくて、医療、嶺北中央病院のことにも触れられて、医療についても連携をしていく必要があるというようなことのお話がありました。

具体的に、通告しておりませんが、嶺北地域での全体でのこういう医療や介護の状況について、これをどう見ていくか、これは2番に関わる問題になりますので、少し2番のことをお話をさせていただきまして、そして、改めての答弁をしていただきたいと思いますと思うのですが、やはり人材、それから制度の欠陥も私はあると思っておりますけれども、それについては、人口減少時代におけるこの医療介護サービスの維持は、全国的課題だということで、全国知事会においても、令和8年度、国の施策並びに予算に関する要望書にも盛り込まれております。そういう意味では、厚労省としても、この介護保険制度、次期の改定に向けて見直す必要があるんじゃないかというふうに思っておりまして、そうした知事会のこうした要望に併せて、全国町村会などでどうした動きがあるのかというようなことも話をいただけたらというふうに思います。

もともと全国一律で始まった制度ですので、中山間地域が人口減少などで人材確保が難しいということが起こったりしても、国の責任で、これの手だてをしていくということ、町としても努力をする一方で、そうしたことにも要請をしていく、そういうことも大事ではないかと思っておりますので、そのことを加えて、この人材不足に対して、本山町において

も、次期介護保険事業計画策定を今年やられていると思いますが、この人材確保、具体的にどういうふうにしていくかということが盛り込まれる必要があると思いますが、その具体策についても併せてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

介護、そして医療、これは嶺北地域で連携をして取り組んでいかななくてはならないのではないかと。これはもうご指摘のとおりであります。よく言われますけれども、持続可能な地域づくりにとって、医療や介護、そういうものは欠くことのできないものであるというふうに当然認識をしておりますし、そういう意味で、これは、もう嶺北地域で生活している上でなくてはならないものということはお指摘のとおりでございます。

要望活動につきましては、町村会の要望書、今、手元にございませんけれども、全国町村会なんかでまとめておる要望書でも医療の確保や介護の確保というものは、当然、要望活動の項目に上がっておりますし、本町からではございませんでしたけれども、知事との意見交換会が毎年1回開かれますけれども、そういったところでも、介護、特に人材確保の問題について、要望される自治体がありまして、私も同感でございました。

あらゆる場、ところを通じてこういった人材確保の、保険料との問題、これは制度上の問題がございますので、そこがどこまでこの保険制度の根本の問題も出てこようかと思っておりますけれども、そういった論議も含めて、この地域で介護や医療を守っていくという取組を進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

次期の介護保険事業の計画は担当課長のほうから、補足をしていただきます。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）4番、松繫議員の一般質問に対し、町長の補足答弁を申し上げます。

介護人材の確保につきましては、全国的に大きな課題となっており、本町におきましても、介護サービスを安定的に提供していくためには、重要な課題であると認識しております。

また、次期介護保険事業計画におきましても、介護人材の確保、定着に関する視点は重要な要素になるものと考えております。ご質問をいただいております。次期計画に盛り込む具体的な施策につきましては、7月に提示される国の基本指針改正案の内容を踏まえながら、今後、検討を進めることとなりますが、介護事業所や関係機関の意見を伺いながら、地域の実情に応じた実効性のある施策について次期計画への反映を検討してまいります。

また、現在、行っている施策としまして、嶺北4か町村で、2年に1回の合同開催で介護職員初任者研修というものを行っております。今年度は土佐町で開催の予定となっております。それに加え、県の中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金を活用しまして、

人材確保の観点から申しますと、常勤職員の雇用に対する補助金と、あと介護サービス事業所に対し利用者宅への訪問に要する時間に応じて補助をする制度等も行っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

これから、よく、そして実態調査もしながら、今、アンケート調査も集計しているところだと思いますが、ぜひこの介護保険制度が26年前にスタートしたときの社会全体で介護をする。そして、施設ではなく、住み慣れた地域で最後まで、生き生きというか、自分らしく暮らせる、そのことが大目標にありました。そのことをやっぱり忘れずに、私たち、議員の立場からですが、執行部もそういう介護保険制度をつくり上げていくことが、町長も言われました持続可能なということにも匹敵するかと思います。そのことを重ねて、ちょっと最後感想的になりましたけれども、この1番の項目を終わり、2番へいきます。

二つ目は、教職員の働き方の問題です。今、ほぼ毎日のようにと言っていいぐらい、教職員の不足の問題が報道されております。毎日と言いつてもいいけれども、ただ、学校の先生が集まらない。来てもすぐ辞める、そして、4月の段階でいた先生がいないので、もう退職した教職員の方、70歳にも近い人や、もしかしたら70歳を超えた方もまた学校職場へ来てくれというふうな状況で、高知県の中でも大変な状況があるというふうに思いますけれども、しかし、やはりその背景をもう少しきちんと可視化をしていく必要があるんじゃないかということで、この間、私もこの議会において、昨年の議会においても、いわゆる労働基準法にきちんとかなった働き方がされているのかということで、いわゆる休憩時間、これがきちんと取れているかというような話を質問いたしましたときには、きちんと設定はされていると、しかし、学校のいろんな行事だとか、子どもの状況に合わせて設定された時間に45分の休憩が確保されない場合もあると、そういう実態を少しお話いただきました。

しかし、その手だては後の時間でするように、これも努力をしているというぐらいだったというふうに思いますが、確かに、学校現場は、一般の労働者とは違う状況があってもやむを得ないというふうなことが、私たちの中にも、あるいは学校の先生方にもあるんじゃないかというふうにあります。しかしそのことが、やはり学校の先生方の働き方を、それから健康を蝕んでいく要因にもなっているんじゃないか、一つでもそういったことを取り除いていかなければならず、当然、労働基準法は法律ですので、法律違反は駄目なわけですので、そこをきちんと適用できるような環境づくり、全体として、学校の先生も一般の労働者と同じという認識を持つ必要があるんだろうというふうに思います。

本当に不足しているよう教職員の確保のためにも、子どもたちの豊かな発達保障、これが一番の目的ですけれども、現状を可視化するというので、教職員に対して、あるいは教育委員会でもですが、アンケートを少し取って見たら、これは簡単なアンケートを提案しておりますけれども、教職員に対しては「あなた45分付与される休憩時間取れていま

すか」「何分取れています」とか、あるいは、きちんと設定された時間があるわけですので、その「設定時間を取れていますか」とか、それぐらいの一つ、二つぐらいのアンケートを取ってみて可視化する。これが一番大事だと思っています。

あるいは、教育委員会に対してもですが、休憩時間はどの時間に設定をされていますかということで、これは学校によっては多少違うと思うんですけども、場合によっては、その時間帯に会議を入れてみたり、あるいは、何とか委員会というようなことを、行事を入れてみたりということが往々にして学校現場であるのではないかなというようなことが、学校の現場の先生からも聞いているところです。そういうことで、少し踏み込んだところまでこういうことをしたらという提案をした一般質問になりましたけれども、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）4番、松繁美和議員の質問に対し答弁を申し上げます。

学校における働き方の改善について、働き方の改善について、各学校で休憩時間についてでございますが、各学校では45分の休憩時間を設定しているというところです。その時間中に、児童の対応等で取れない場合は、これまでもお話をしました、議員申し上げましたが、適宜振り替えて取るようにしております。実際に、生徒指導、あるいは対応する業務がある場合には、なかなか取れない状況もありますが、工夫、それぞれの学校で、タイミングで、休憩時間を取るように工夫をいただいているという状況でございます。

先ほどおっしゃいました会議について、その時間にとというのは、その時間に会議をやっているかどうかということだと思うんですが、休憩時間に会議をしているというのは、教育委員会のほうではあまりないのかなというふうに思っておりますが、そういった時間に会議をするのであれば、精査をしていきたいというふうに思っております。

アンケートについてでございますが、令和7年度におきまして、学校等の教職員の給与等に関する当別措置法が改正されております。この改正につきまして、平成11年度の末までに時間外在校等時間を月30時間程度に削減をするといった指針が出されております。

それに伴いまして、市町村では、業務量管理、健康確保措置実施計画を策定するようになっておりまして、本町でも業務量管理、健康確保措置実施計画を策定をしまして、月当たりの時間外在校時間を原則45時間以内、時間外在校時間を年間月30時間程度になることを目指すとして計画を策定しております。

この実行計画は11年度までの計画としておりまして、毎年、実施状況を把握することとしておりますので、その実態把握に応じて、毎年実態把握をしていきますので、時間外在校時間の状況、あるいは業務で負担と感じていることなど、併せまして、働き方改革に結びつくよう、その時点で業務の改善に向けたアンケートをしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）確認をさせてください、教育長。その時点でアンケートをしてみると言ったのは、今、業務改善の計画をしていて、実行計画をしている最中だと、毎年、学校現場の実態は把握をしていると。これは、しかし校長先生なりが書かれた、こうなっているというものだと思うんですが、個人個人に、記録ではこうなっているけれども、私は本当は取れてないんだよとかいうような実態の把握をしていくのか、ちょっとそこのあたりが。私が、今、質問いたしました個人個人に、これは無記名でも何でもいいかと思うんですけれども、個人が本当に実態をしゃべれるような形でのアンケートを取ってもらったらいいんだというふうに思っていますが、ちょっとそこのところと、それから、時期です。もう一回、時期を教えてください。そして、私の言うアンケートとの関連性について、説明をお願いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）まず、時期ですが、令和8年度からの計画ですので、時期につきましては、3学期に入ってになるのかなというふうに思っています。それと、実態把握につきましては、時間外在校時間の改善であるとか、休憩時間が取れるような働き方の改善に向けて、各教職員に取っていただくと、管理職の聞き取りもしますが、自由記載も含めて、各教職員に、教員のほうに取っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）そういった計画に基づいてやるということであれば、あえてこれだけ取り出してアンケートということはないと思いますが、できるだけそのアンケートを取る際には、個人の本当の、本当というか、生の声というか、隠しのないというか、そういったことに答えられるようなことに、どこかがごまかしているという意味ではないですよ。

ただ、どうしても労働基準法の状態をつくるということは、本人もつらいことですので、それから、あるいはもしかしたら学校の先生方が労働基準法を知らんということはないと思いますけれども、学校には労働基準法関係ないのよねとかというような風潮が、実際はあるんです。そういう意味では、労働基準法とはどういうものですよというようなことを学校の先生に研修するのは、教育長が研修するのはどうかというふうに思うかもしれませんが、ただ、これは多分通達が出ていると思いますね、労働環境の環境の問題で、文科省からも。ですので、そうした労働者としての権利をきちんと分かっていたいて、その上で、子どもたちの豊かな発達保障のための教育を行っていく、そういう教師を本山町においてもやっぱりつくっていくということが、社会全体のレベルを上げていくことにもつながると思いますし、これも持続可能な地域づくりにつながっていくんだらうというふうに思いますので、そのあたりをぜひ徹底をいただきたいというふうに思いますし、できれば、そうした状況、私は可視化をしてもらいたいと言いましたが、こういった議会の場でも報告をいただけたらというふうに思いますが、最後のところ、報告についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）アンケートにつきましては、先生方、子どもに向き合う時間の確保、あるいは、やりがいのある職場づくり、こういったことが非常に重要であるというふうに考えております。

この計画の実態につきましては、毎年、時間等も出てまいりますし、こういった教育委員会ではこういう対応をしているが、それが具体的に効果があったのかどうかとか、いろんなことを整理して報告となりますが、その内容につきましては、公表、あるいは議会のほうにも提出をしていくようにしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）それでは、次の項目へ。

次は、三つ目、再生可能エネルギーの適正な開発と規制についての一般質問になります。

まず、最初に、高知県国見山周辺における風力発電事業によって、今、作業道の建設が行われておりますが、これに関して土砂災害の危険性を危惧する声が寄せられておりまして、4月28日には、「高知本山の風力発電と暮らしを考える会」が、県に対して盛土規制法に基づく措置を求めています。

こうした住民の不安に対して向き合う町としての役割があるのではないかとということを再三申し上げてもきましたけれども、3月議会の際には、町長は、「災害のリスクにつきましては、住民の皆様の安心・安全ということを守るという行政の責務として、事業者にもきちんと災害のリスクがないのか説明を求めてまいりたい」というふうに答弁された後の4月28日でございました。その後の経過について、町長はこれを求めると言っていました、どういう経過になっているかをお伺いをいたします。

また、現在は、一時休工しているという看板が立てられておりまして、この経過についても事業者からの経過説明があったのかどうかというようなことです。さらに、作業道に関わっては、先日の台風6号、結構、雨が降ったといっても、この辺りでは豪雨というほどではなくて、しかし、だから町としての台風6号に対する災害、大きなものは見られなかったのではないかとというふうに認識をしておりましたけれども、昨日、私、確認をしてまいりましたが、その作業道から谷へとつながる谷、そこに結構、土砂が流出をしているということが見られました。作業道そのものは入っておりませんし、それから少し国見山登山道から見下ろす位置で見た作業道もそんなに傷んでいるということではなかったというふうには思いました。

ただ、そこから谷を流れて県道へつながっている場所が、ここはなかなか大変なことですね、この夏の台風とか、ちょっと豪雨があれば、県道まで土砂が流出しやせんかなというような場所がございました。

そういうことも予想されておりますし、先ほど、一時休工すると看板にあったというお話をしましたが、そこに看板にもう一つこういうふうを書いてありました「休工期間中は天気及び台風、豪雨の影響等、必要の都度、現場巡視を行い、地元の皆様にご迷惑をおか

けしないよう努めます」と書いてあります。まさにこの台風6号に対して、事業者が来たかどうか分かりませんが、そういったことも含めて、3月議会からのこの6月定例会の間に町長として、住民の安心、安全を守る立場から取った行動、あるいは景観についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）松繁議員の一般質問にお答えいたします。

3月議会以降という、その後の経過はというご質問をいただきました。4月に入りましてから、事業者から説明を受けました。内容は、当面の間、工事を休止すること。工事休工期間中、万が一にも地元に影響が出ないように、土砂崩れ、濁水流出防止対策を行うと。具体的には、土砂流出防止対策といたしまして、流出防止柵の設置、濁水防止対策、沈砂池のようなものなのでしょうか、一時的に水をためて、それからまた流すという、そういう沈砂池のようなものの設置、それから、流速の低減対策、それから下流への影響を低減する対策というものを説明を受けました。

また、工事休工期間中に、月に1度及び台風、豪雨の前後など、必要の都度、先ほど議員からも話がありましたけれども、現場巡視を行い、異常がないかということなどについて確認をしているという説明を受けております。

工事箇所付近に工事事業者、担当者の連絡先を記載いたしまして、連絡体制を構築するという内容もそのときに説明を受けております。

私からは、盛土規制法に基づく法令遵守、これは会のほうから、「高知本山の風力発電と暮らしを考える会」というところから質問状を受けましたけれども、そのときにも話をしましたけれども、法令遵守、当然のことですので、私からは盛土規制法に基づく法令遵守を手段を含めた法令遵守について、依頼といいますか、話をしたことでございました。

それと併せまして、引き続き、安全対策には万全を期してもらいたいと、休工中も、ということ話をしたところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）事業者に対しての適切な要請をしたというふうにお伺いをいたしました。それで、だからといって事業者任せではなくて、時折、現場、やっぱりこういった雨の前後に確認はやっぱりしておいてもらいたいというふうにした上で事業者に対してきちんとできていないのではないかと、これはどうするんだとかというようなことがまた言えますので、ぜひ現場確認を怠らないように引き続き、対応をお願いしたいというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）ご指摘のとおり、現場視察を怠らないと、これは心がけていくた

いというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） それでは、二つ目の環境保全の規制に関する条例、その課題です。これについても、以前から行政と事業者、町民の皆様の責務を明らかにし、それぞれの役割を果たし、環境保全と環境の創造に取り組むため、環境保全条例の制定は意義のあるものだ、担当課のほうに研究するように指示をしたいというのが 2025 年 3 月。そして、今年の 1 月ですけれども、2025 年 12 月議会、1 月に行われました。それでも規制のための条例は今年度中にはつくるといようなことも報告がありました。

それで、手法、進捗状況、今、6 月ですけれども、今年度中ということになると、あと 9 か月ということになります、どういうふうな状況で進んでいるのか。

あわせて、今、本山町には、再エネロードマップ・本山町地球温暖化対策実行計画、これは再エネが中心になっております計画案、これとの整合性、調整なども必要が出てくるのではないかと思います、この二つの点について見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 4 番、松繁議員の質問に対しお答えをいたします。

前段の制度につきましては、町長より指示を受けておりまして、4 月に庁議でこの手法といいますか、進め方についてはご意見をいただいておりますのでございます。その中には、いろんな事例等を細かいところについて研究をした上で、再度、庁議で確認をしていくというところで今担当課のほうといたしましては、そういった現状の事例を研究しておりますのでございます。

資料がある一定そろいましたら、再度、庁議で確認をしていく予定でございますし、年度内というところでございますので、スケジュール管理はしていきたいというふうに考えております。

なお、2 点目のこの制度に当たりまして、ロードマップの改変等がというところのご質問に対しましては、この制度ができた上で、必要があれば、当然、ロードマップの計画の中身も修正をしていくというふうに考えておりますけれども、まだちょっときちんと制度ができておりませんので、その状況を見ながら判断していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） 今、細かな事例を研究しているというふうに言いましたが、この辺りもう少し具体的にどういう事例を、どういうふうに研究しているか、お示しいただきたいです。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 私のほうからも、一定規制がかかる可能性がありますので、上位法の問題とか、そういった関連法令にも関わります。これはそういう意味では慎重に扱わなくてはならないだろうというふうに思っております、そういったところは全国的にも

こういった条例を制定しておるところもございますので、そういった事例からも学びながら、この条例制定に向けた取組を進めていこうということで、担当課に指示もしましたし、話もしておるところでございます。

やはり、できればそういう先進事例を視察、条例を視察するのはおかしいんですけども、そういった環境とか、どういうところでそういう環境保全の条例がつくられてきたのかということについては、私ももう少し勉強してみたいというところもございますので、そういったことも含めて、制定に向けた研究をしていこうということで、担当課とも協議もしますし、指示もしておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）この規制をしていく、条例に限らず、本山町でつくる条例や計画などは、やっぱり住民の声を、これは今まででしたら、一定できてからパブリックコメントを求めて、どうかと、字句の修正ぐらいのことになりかねないということがあるので、いつも私が申し上げておりますけれども、やっぱり住民の皆さんの声を聞くとか、あるいは先ほど、ちらっと視察ということもと言いましたが、先進事例があると、先進事例の方を招いて、町民対象、職員も対象にした学習会をすると、これは、ここで議会で言われたから、環境規制条例のようなものをつくったということになったときに、町民の皆さんも規制を受ける場合があります。そうすると、町民が納得をした条例をつくるためにも、このことは住民の声を聞くこと、反映させることが、大変大事だというふうに思いますので、何かね、やはりこのこういうのをお役所仕事というのかもしれませんが、何かまず形をつくってから、そして調べてから、住民の皆さんにお示しをするみたいなことではなく、あるいはこれも従来から私がいつも社会教育の分野での学習、公民館教育としてこの問題を取り上げていくと、今、本山町では環境の温暖化対策実行計画もつくり、そして一方では、環境の保全条例もつくりたいんだと、それに対しての学び、先ほど町長がただ作っただけというものではないと。関係法令や上位法の問題もあると、そういう問題があるということも、住民に分かってもらういい機会に私はなるんじゃないかと思うんですね。

それはぜひどこか先進事例見てきて、先進事例の条例を本山町に焼き直して作るのではなく、そんなことはしないという顔を、今、町長はしたように思いますが、しかしありがちなんです。なので、やはり、そういう順序、今までと違うやり方でやらんと、住民のものにはならん。条例できたけれども関係ないということに、住民が感じるようじゃ駄目です。ので、ぜひそこをもう一度考え直しをしてもらいたいので、再答弁を求めます。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

焼き直しという言葉がありましたけれども、そういうふうになりがちのところも正直なところございますけれども、これは取り入れる必要があるなというものについては、取り入れもしていかなくちゃならないと思います。

他の議員の方に、3月議会でしたか、年度内に制定していきたいという答弁をしたとこ

ろでございますけれども、今の話も聞きながら、あと9か月余り、どこまで進められるのかということもでございますけれども、指摘のあった住民の声の反映ということは、これは非常に大事で、庁議でも、庁議というのは町の方針の決定、最高機関会議ということでございますけれども、そこでもそういう話が出ておりまして、どういう形でそういうことができるのかということについても考えていかななくてはならないし、社会教育という話もありましたけれども、やはり住民の皆様にもそういったことを一緒に考えていただけるという場の問題もございます。限られた時間になっておりますので、どこまで取り組めるかということについては、4番議員、松繁議員のご質問も頭に入れながら、今後、取組を進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）約束をした期限を守ること、これはとても大事なことです。場合によっては、そういう手続を丁寧にすることによって、一般の工事と比べるわけではございませんが、工期も延長する場合もございます。笑いを取るところではなかったんですが、そういうふうに丁寧な工法に変えていくと、町はやり方を変えたというようなことが分かっていけば、だんだんに、しかしそれはいたずらに延ばしていいという意味で言っているわけではありませんけれども、それはぜひ約束は守っていただき、そして、すみません、通告はしておりませんでしたけれども、教育長、社会教育の問題で、1点、私がこれは社会教育の課題ではないかという公民館教育だとかいうことが必要ではないかということについて、お考えをいただきたいです。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）お答えします。

社会教育でそういった取組をしたらどうかというところでお話をいただきましたが、それぞれ行政の中にも担当課もあって、その中で、住民の皆さんと共に学んでいく場づくりでありますとか、お知らせをする場であるとか、そういうものをいろんな課題によってつくっていくと思うんですが、教育委員会でやる社会教育で全てそれをやるということではなしに、それぞれの課において、そういった機会を持っていくというのも社会教育ではないかというふうに考えておりますので、教育委員会の場でこういった形でやっていくかというのは、ちょっと今明確にはお答えができませんので、すみませんが、以上の答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）失礼いたしました。通告していないこと、つい振ってしまいましたが、きちんと今度は通告をして、なぜ社会教育が大事かということ、次の機会がありましたら、質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の課題へ移ります。

○議長（岩本誠生さん）次へ進んでください。

○4番（松繁美和さん）4番目は、イラン戦争による原油、ナフサの高騰、物資不足、こ

これは本当に、これこそ毎日新聞紙上をにぎわせておりますが、地域経済、これが地域経済、あるいは地方財政への影響についてどう考えているかをお伺いしたい質問でございます。

イラン戦争による原油価格上昇、石油由来の資材不足は、世界経済とともに日本の経済にとっても深刻な影響が出ている。加えて、地域経済への影響とともに、自治体財政にも大きく影響してくるのではないかとということが危惧をされております。現時点での町としての状況把握と対策についてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）4番、松繁議員のイラン戦争による地域経済、自治体財政への影響等の質問にお答えをいたします。

議員が述べられましたように、イラン戦争による原油価格の上昇や資材不足は、日本経済に深刻な影響が出ておりますし、地域経済や自治体運営にも影響が生じているものだというふうに認識をしております。

実際、本町では、森林組合や自動車整備事業者等から、オイル価格の高騰や入荷の遅れ、さらには入手が困難になっているということもお聞きをしておりますし、また、建設業におきましても、石油製品由来の防水材や塗料などの資材の入荷遅れ、そしてまたこちらのほうでも価格が高騰しているということをお聞きをしております。

こうした石油由来資材の供給不足や価格高騰は事業者の経営に影響を及ぼしておりますし、消費者にとりましても、価格の上昇につながるということで、大変今後も厳しくなっていくのではないかとというふうに考えております。

また、町の事業におきましても、資材価格の高騰や入荷が遅れることによりまして、事業費の増加、そして、事業費が増加することによりまして、町といたしましては、事業量を縮減しなくてはならないのではないかと。また、工期への影響も懸念されることから、入札不調、不落にはつながっていくのではないかとということを心配をしておるところであります。

さらに戦争が長期化した場合は、公共施設の維持管理費の増加、そして指定管理料や委託料の増額の要望等が出てくるのではないかとということで、今後、現在の既決予算では対応が困難になることも考えられますので、補正予算の編成や事業の見直しを行うなどの対応が考えられてくるのではないかとというふうに考えております。やはり早期の戦争の終結を願うばかりであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

まだ、具体的に見えてこない面もあるかと思いますが、しかし今からきちんと状況をつかんでおいて、またこうしたことに対して少し政府のほうでも地方で自由度の高い交付金の検討がされているとも新聞報道で私は読んだだけですが、聞いておりますけれども、そうした場合に、どう使うか、自由度が高いということですので、先ほど副町長が言われた

ような業者のところにどう手当てをしていくのか、本当にその実態をつかみながら、消費者のほうも本当に大変なんですけれども、まず今度は事業者を優先するとかいうようなことを、めり張りをつけた町としての下支えをどうしていくかというようなことはきちんとつかんでいただきたいというふうに思っております。

副町長が最後に言われたように、戦争終結がまず望まれるんだと。今回の一般質問とは直接的な質問事項ではないですけれども、やっぱり戦争による損失というのは、経済だけではなく、人の命を含め、大きな損失になりますので、本当にこれからのこともまだまだ私なんかも少し聞くけれども、今はずっと見えていないけれども、この先分からんという、漠然とした不安を持たれている事業者さんもいらっしゃると思いますので、そういったことも含めまして、私たちも議員の立場でもきちんと把握しなければならないと思いますし、そして、副町長が今の実態についてお話をされたように、本山町の事業者、農家、畜産農家、あるいは林業、そして消費者、どんなふうになっているかを丁寧に、この際、見ていっていただきたいということを重ねて申し上げまして、以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岩本誠生さん）以上で4番、松繁美和さんの一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

9番、澤田康雄さんの一般質問を許します。

9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）9番、澤田康雄、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。今回も4項目を通告をしております。通告書に沿って質問をしていきます。

まず、1項目めの観光についてでございますが、まず、雁山からの展望の件をお聞きします。雁山の展望ですが非常に悪くなっておりまして、車を止める場所からは以前はとか吉野川がきれいに見えていたんですが、今はなかなか見えにくくなっておりますし、また、展望台からの眺めも下の木が伸びてきまして、もうこの何年も二、三年したら、展望台から町が見えなくなる、そんな状態です。この問題は、以前も質問したこともありますし、同僚議員も質問があったかと思うのですが、この景観の問題の伐採等を求めるんですが、計画等をまずお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）9番、澤田議員の一般質問にお答えします。

雁山からの展望ということで、展望台からの眺望についてご質問をいただきました。前から話をしておったということですので、これは遅れておるところがあり、申し訳ないというふうに思いますが、周辺、町有林につきましては、今さらと言われたらいけませんけれども、やっぱり現場を確認して、町有林については確認の上、伐採をしていきたいというふうに思います。民有林については、なかなか課題もございますけ

れども、町有林に関わる部分につきましては、その現場を確認して、森林環境譲与税とか、いろんなものも活用しながら、伐採をしていきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 町有林やったらという話ですが、もう 10 年以上になるのかと思うんですが、ずっと杉の木がずっと大きくなって、それをずっと伐採をしました。それが、杉の木が太るのが早いもので、その杉の木がもう今伸びてきて、本当に見にくくなっている状態です。たしか尾根から東側は町有林と自分は認識をしておるんですが、そうでないと、10 年前にその杉を切ることはなかなか難しかったんじゃないかと思うんですが、そのところは確認は前にも確認をしますと言ったんですが、まだ確認はできていないんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 9 番、澤田議員の質問に対しお答えをいたします。

現状、今、そこにつきましては、地籍調査の遅延地区になっておりまして、前調査であれば町有林という確認はしておりますけれども、現状の町有林かどうかの確定まではちょっと至っていないというところ です。

前回、あそこの周りはほぼ確実に町有林であるということと、搬出作業ができる範囲で行ったというところが前回のいきさつであります。今回、その下側の部分は搬出することができなかったのも、そのままになったという経過はあるんですが、前回の答弁にもあったように、基本、搬出をしておかないと、下の民有地、または県道というところに影響があるということもあって、なかなか困難ではないかという答弁でありましたけれども、例えば、切り捨てにしても、木材を横に倒して、既存の木に引っかけるようなタイプで、下に落ちないような対策とか、できる限りの対策ですればある一定はできるのではないかと思います。今担当としては考えておりますけれども、木を切り倒す際には、どうしても民有地にかかる場合がございます。そういったときに、民有地の方とその辺の了承が得られるかどうか。先ほど言っていましたように、境界が大丈夫かというところの確認をしながら、できる範囲で行ってきたいというふうには考えております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） その 10 年前の話になりますが、そのときも切り倒して倒しておりました。その後も、今の登山道ではなく、尾根をずっと登ったことも、何回も自分がありますが、その切り出したそれを踏んで、またいで登った経験がありますので、それは前も切り倒しておりました、杉は。それと境と言いますけれども、国調が大体済んでということも、国調の方から聞いて、あとは地元の人も言っておるんですが、済んだのに、閲覧も一つもせんが町はどうなっているんじゃないかという、そういう話まであります、はっきり言って。国調が 20 年ぐらいできなくて、その後、国調して、できましたよという話があった。しかし、その閲覧が全然町はしませんという、地元の人もどうなっちゃうかという話がありますので、そこは町の怠慢ではないですかね、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）国土調査の関係ですけれども、前回の議会のときにも答弁させていただいたことがありますけれども、その遅れておるところにつきましては、本年度中に完成さすように努力をしておるところであります。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）国調の話、質問するわけではないんですが、今、言いましたように、何十年前にできていないくて、その後、しまして、済みましたということも地元にも話がありまして、しかし、閲覧を町をしません、町、どうなっているんじゃないかということ、僕、前も、以前も質問したことがあるんですが、それで未確定のところはもう残して進めるべきではないかということも、以前も言ったことがあるんですが、その国調の話になっていけませんので、その伐採をした、その後、何やら団体の関係でヤマザクラを何十本か植えました。僕らも手伝いに行ったんですが、実際、1本残っているだけだと思います。シカの被害にやられまして、それで、全然その桜も見えない状態に杉の木が太っております、実際。

そんな状態ですので、せっかく展望台を造って、登山道からも結構登山者もおります。また、車で来られる方も町外の人もおられます。時々間違って、峰ヶ平間違ってきますので、ここから先は通行止めということの看板も書いておるんですが、そんな状態、結構、お客さんおりますので、町としてもやっぱり来てくれる方に対してサービス、そういうサービスは普通じゃないかと思うんですが、どうでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、せっかくある施設ですので、来ていただいた方にとって十分な景観というか、そういった見ていただくということは、おっしゃるとおりでございます。そういうところでできる範囲で今回行っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）できる範囲ではなくて、さっきも言いましたように、実際、見にくくなっております。展望台から昔はモンベルの体育館まで見えていたんですよ。それがもう二、三年したら、吉野川も町も見えんようになる状態ですよ。そういう状態になっておりますので、とにかく早急に伐採をして、やってもらいたいんですが、どうでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

現場確認もして、やはり町の土地の境も当然確認もしなくてははいけませんので、そういう確認もしながら、伐採のほうでできる範囲でしていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）現場確認をこれからするんですか。何回も質問したんですよ。現

場も確認していないということですか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）やはりどこまで切るかという確認は必要ですので、その確認をするという意味です。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）どこまで切るかという範囲ではなくて、見にくくなっておるので、とにかく現場を見て、その景観、これは地元からも、区長からも申出があったかと思うんですが、そういうずっと前からやっておりますので、今さら見ますって、じゃ、ちょっと対応が遅いですが、どうでしょうか。見に行つて、実際、見てください。答弁を求めます。

○議長（岩本誠生さん）執行部に申し上げます。

今、質問者はとにかくどうするかということを求めています。ですから、例えば、町有林は自分事だから問題がないとしても、私有地とかいうことについての調査が必要だということもよく分かりましたけれども、そういうことで、やるかやらんのかということを求めていますので、ちょっと協議をして合致した答弁をしていただきたいと思います。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）予算対応もしまして、対応していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）何回も言いますが、もうこの件は同僚議員も質問したことがあります。僕も何回か質問したことがあるんです。それを今さら現場に行つて見ますとか、そういう話の答弁では全然町としてはやる気がないとしか考えられません。また、よろしく、現場を見まして早期の伐採をお願いしたいと思います。

それと、あわせてモンベル駐車場の西側ですが、あれは県道になるんでしょうか、昔から釜ヶ淵の上の、今、ちょっと橋に一部なっておりますが、その西側の景観も非常に悪く、吉野川もちょっと見にくい状態になっております。結構、ラフティングなんかを通るときには、結構あそこで見よった人もおるんですが、ちょっと見にくい状態になっておりますし、その橋の両端なんか結構道路のほうへ道が茂ってきておりますので、ぜひそれこそ確認をして伐採できるところは、伐採をしていただきたいですが、答弁を求めます。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えをいたします。

モンベルの駐車場西側、これはバスの回転場のところですかね。北側ですか。あそこは県立の自然公園の一部になるんじゃないかというふうに思います。伐採となれば、県への手続も必要になる場合がございます。また、私は現場、通勤途上でございますし、よく現場を見るわけでございますけれども、非常に大径木が多いというふうに理解をしておりますし、樹種も何種類かあるというふうに思います。

これは、伐採をしたいというご意見もいただきますし、それは自然公園を伐採したらいかんという声も実は結構いただいておりますし、そういったこともございますので、確か

に川が見えるということにするというのは非常に重要だと私も思いますけれども、国道や県道から下側、そういう伐採も必要だと思いますけれども、県立自然公園の中の一部であれば、やっぱり慎重な対応は必要であるというふうに私は考えております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） あそこは自然公園の一部になるのでしょうか。確認してもらいたいんですが、結局、センダンの木がありまして、結構太い木で、その道路にも今は支障ないですけれども、太ったら支障になる状態です。なかなか下は一部橋の状態になっておりますので、なかなか切るといったら足場が結構悪いかと思うんですが、また、よければ現場を見ていただいて、また検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、城山の整備計画ですが、5 年計画で進め、8 年度は人工林の伐採とか説明を受けたんですが、これも以前、答弁では、作業道が傷んでおるので、作業道を直してから取り組みたいという、そんな説明があったかと思うんですが、今年度の、8 年度の予定というか、計画をまずお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 9 番、澤田議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

城山の森公園整備計画に、これは5 年計画で計画づくりをしておりますけれども、本年年度の事業予定といたしましては、議員のほうからもご説明がありましてとおり、昨年度は散策路、作業道を兼ねておりますけれども、その拡張整備を行っておりますので、本年度、令和8 年度事業としましては、その作業道も活用しながら、人工林、これは主に杉になっておりますけれども、その伐採作業を計画をしておるところであります。

この間、本山町森林組合のほうと作業工程等につきまして協議を進めておるところでございますが、現在、この伐採作業に必要となりますチェーンソーオイルがこの間の中東情勢の影響によりまして、供給が不安定になっているということで、ある一定のオイルを確保しているところなんですけれども、既に請け負っておられる事業を優先するということで、ちょっと今回のこの人工林の伐採については、ちょっと今後の入荷状況等の影響があるということの連絡を受けております。

本町といたしましても、こうした現場の置かれた状況もしっかりと受け止めていたしまして、現在、今後の作業スケジュール等につきまして、慎重に協議を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 分かりました。

チェーンソーの燃料の問題がありましたが、その作業道の修理はチェーンソーと関係ないと思うのですが、作業道の修理というか、補修はさきにできるかと思うんですが、その予定をまずお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをさせていただきます。

作業道、散策路の拡張整備ということで、昨年の事業のほうで事業を実施をして、約600メートルの整備を実施しております。この間、山側へのふとんかごとか、そういうような山留めの処理に少し予定よりもちょっと対策が必要であったということを聞いておりますけれども、この作業道の整備につきましては、何とか計画どおり、整備がされておるということで、その報告を受けておりますので、次の段階ということで、2年目の事業としましては、人工林の伐採の作業に移っていくという計画でございます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）分かりました。

城山の森公園という計画ですが、以前は登山道の拡張とかも計画にあるとか、いろいろ計画を聞いたんですが、伐採ができなければ、その登山道の代わりに整備とか、そういうところへ変えて回してできないものでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁をさせていただきます。

先ほどもちょっと説明をさせていただきましたとおり、ちょっと中東情勢の影響で作業スケジュールに影響が生じる可能性があるという森林組合から連絡を受けておりますが、基本的には、5か年計画の中での作業スケジュールにのっとって作業を進めていくという方針で考えておりますので、ちょっと本年度事業を何とか事業を実施できるように、組合のほうとは連携を図っていきたいと思います。

あわせまして、登山道の小規模な改修等のご意向もあるというふうで、そのような話もございましたら、また、別事業のほうにはなりますが、そういう登山道と改修等に対応できる事業メニューもございますので、そういうところで実施に向けて協議をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）分かりました。

次に、この計画ですが、城山公園整備計画策定分科会という会が設立されておりますが、会の人数の問題とか、この分科会全体での、この分科会の役割とか、そういうところのちょっと詳しい説明が欲しいんですが、また、その分科会の開催状況をお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）城山公園の整備計画策定の分科会の開催状況等につきまして答弁をさせていただきます。

本分科会は本山町なないろの森推進会での議論を通じまして、森林林業ビジョンに掲げております七つの森づくりの一つ、童心の森のテーマの中で城山周辺の町有林の自主転換や町民が楽しめる森林公園化していく機運が高まりまして、令和6年度に分科会を設置して、事業計画づくりに着手し、以降、年2回のペースで分科会を開催して、委員の声を反

映しました城山公園の整備を計画的に進めておるところでございます。

この委員の委嘱の状況でございますが、地元1区地区のほう、当時でございますが、区長さんでありますとか、本山町商工会、観光協会、森林組合、モンベル、本山事務所、あと樹木匠さん等の関係する、また学識経験者等にも参画をしていただきまして、委員構成をして、その中の意見を反映したものが、この5か年の整備計画の策定につながっているということになっております。

昨年からは、具体の事業に着手をしておりますので、その事業の進捗状況等を確認していただく形で、この分科会のほうはこの5か年計画の事業を管理していただく、あるいはいろんなご意見いただいて、当初の目的を達するための分科会として機能していくように、考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）詳しい説明ありがとうございます。

それでは、次の項目よろしいですか。

2番目の農業公社についてお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）ホームページやったの。まだ残っておったろ、じゃ、それをやってください。

○9番（澤田康雄さん）すみません。ちょっと抜けておりました。

3項目めの嶺北4町村で本町だけが観光の専門のホームページがないということを、町民の方から聞いたんです。僕は確認していませんけれども、そういう話を聞いて、大川村もありますということを聞いたんですが、確かに町のホームページ開いてみますと、観光とか、子育てとか、移住とか、そういう欄が出ますが、観光の専門のホームページはちょっとあるんでしょうか、ちょっとそこをお聞きします。まず、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）本山町のホームページの中に魅力発信サイトというのが、緑色の画面がありまして、それを押していただきますと、ほかの、他の市町村がやっている観光マップといいますか、観光サイトにつながるようになっております。

町としましては、そういった基本のホームページの中に、そういったサイトをひもづけをして、リンクをつくって発信をしておりますので、多分、他の市町村に、すみません、他の市町村の事情を十分把握しておりませんが、他の市町村も同じような形態ではないかというふうに考えておりますので、町のサイトと観光サイトが別々にあるということではないのではないかなというふうに感じております。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）ちょっとこの件、僕も自分で確認できてはいなくて、すみませんが、移住者の方で観光に特に詳しい方がおるんです。その方に聞いたので間違いはないと思うのですが、本山町だけ、嶺北では観光のホームページがないですね、財政面、やっぱり

2、3百万要るんでしょうかねという、そんな話も聞いたんですが、そういうところで、そういう要望がありますので、やはりそういう予算面もありますが、より細かく観光面にも出費しまして、細かいPRをするのが、やっぱりしないといかんと思うんですが、以前にも沈下橋の観光とか、沈下橋から下津野の田をサイクリングもすごい魅力があるので、そういうところも発信したらいいんじゃないかと言いましたし、沈下橋の看板もどうでしょうと言ったら、看板をつける予定はありませんという答弁もあったんですが、やはりそういう細かい、細かい観光、こういう小さい町ですので、大きい観光はありませんが、やはりこの本山町の魅力を発信する小さい観光でもやはりつぶさには町外の人に見ていただいて、見てもらえて、あそこへ行ってみようかという、そういうことにもつながっていくかと思います。

以前、同僚議員が汗見川の上流の話もしましたが、そこは僕らも本当に知りませんでした、そういうところもやっぱり町としてPRしながら、少しでも観光の町外からの人を呼び寄せる対策が必要ではないかと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（岩本誠生さん）質問者に申し上げます。

先ほどから誰か聞いたとかいうようなことが多いんですけども、できれば、質問の項目については自分で調べた上で、根拠を持って質問していただけると、答弁のほうもやりやすいというふうに思いますので、ご配慮をお願いします。

それでは、先ほどの質問に対して答弁、田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）澤田議員のご質問にお答えいたします。

通告にあります専門のホームページということでございますけれども、本町には、観光の専門のホームページはございません。話の中でもありましたけれども、本山町のホームページに観光のところがありますので、これをより充実をさせていきたいというふうに考えますし、先ほどありました汗見川の流域の情報につきましては、今のホームページにリンクがありまして、汗見川の情報も確認できるということがございます。それを利用するということから、観光専門のホームページを本山町として開設する考えはございません。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）分かりました。

それでは、次の項目に移ります。

○議長（岩本誠生さん）それでは、次へ進んでください。

○9番（澤田康雄さん）2項目めの農業公社についてお聞きをします。

農業公社が、今回、新規事業として地域営農推進交付金事業（葉菜溶液栽培システムナッパランド）の整備が予算化をされましたが、約6,000万ぐらいの予算だったと思うんですが、説明では、この施設によって、冬場の野菜が少ないさくら市へ一年中供給できるという、そんな説明がありました。

栽培する野菜の種類とか、年間に何作する予定なのか、育苗、定植、栽培管理、それらに関わる人員の問題とか、ちょっと詳しい説明をお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）説明資料を配付をさせていただきたいと思いますので、お取り計らいをお願いします。

○議長（岩本誠生さん）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 11：31

再開 11：32

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）9番、澤田議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

本事業につきましては、本年度令和8年度当初予算の予算委員会のほうでも事業概要につきましては説明をさせていただいておるところでございますが、より詳しい内容のご質問でございますので、資料もご覧をいただきながら説明とさせていただきたいと思います。

まず、本事業におきましては、農業公社のほうに導入予定の葉菜用養液システムのほうでございますが、その実績におきましては60種類以上の葉物野菜を生産することができるとなっておりまして、ハウレンソウの栽培では1年間に19回転させている実績がございます。現在、農業公社のほうではプロジェクトチームを立ち上げまして、生産性や効率、需要など様々な方面の情報を収集して、栽培する野菜、品種の協議を進めております。

なお、本栽培システムを利用して栽培を担うのは、公社職員とパートの職員3名を想定しておりますけれども、将来的には農福連携のほうも視野に入れて協議を進めておりまして、作業能力や出来によって人員が増減する予定でございます。

この年間19回転をするという根拠でございますが、夏場は約2週間で収穫が可能になるということでございますが、冬場はやはり寒いということで約1か月間、この収穫までの期間が必要ということでございますので、それに基づいて、最大19回転ぐらいの実績を上げておる産地があるということでございます。

続きまして、栽培工程につきまして説明をさせていただきたいと思います。

お手元のマニュアルとサポート体制という資料に、ナッパランドの栽培フローというものがかかれておりますので、それをご覧いただきたいと思いますが、まず、第一段階目には、育苗トレーに専用の培地を充填しまして種をまきます。その後、発芽室のほうに入れます。三、四日ほどで発芽をさせるという作業になります。

続いて、これは農業公社のほうに既に導入しております完全人工光型の育苗装置「苗テラス」という設備がございますが、それを活用しまして、温度、光、水、炭酸ガスを自動制御して、丈夫で均一な品質の苗に育てるということでもあります。

この部分、育苗までの部分につきましては農業公社のほう、先ほど説明しましたとおり

苗テラス等の既に設備を持っておりますし、この苗作りについては農業公社、大変ノウハウを持っておりますので、この栽培フローの中でも公社の有利性といいますか、育苗までは順調にいくんじゃないかというふうに考えております。

その下の欄の定植から後が、今回新たな葉菜用養液システム「ナッパーランド」という設備をしまして作業を行う部分になりますけれども、苗テラスで本葉が数枚に育った苗をハウス内の発泡スチロールの穴みたいなものに、その栽培パネルのほうに公社で育てました苗を入れていくような作業が定植ということになっております。その栽培パネルのほうでは、浮かべる栽培ベッドには養液が循環をしております、毛管水耕の仕組みで常に十分な酸素と養分を供給するシステムとなっております。この養液につきましては、成長に合わせまして栽培ベッド内を自動で循環させる仕組みとなっております。

夏場につきましては、養液タンクに連動しておりますチラー冷水、これは約20度ぐらいにコントロールされておりますが、その養水を循環させまして、冬場につきましては、これも導入予定の暖房機を利用しまして、加熱によって対応させることで季節を問わずに収穫が可能になるということでございます。

最後に、栽培ベッドのほうが今回計画をしております施設のほうで46レーン設置することができますので、これはレーンごとで野菜の品種を変えることもできますし、収穫日をずらして管理することによりまして、安定的な葉物野菜の供給につなげていくという計画をしておるところであります。この生産する野菜については無農薬で栽培をして、農業公社の流通網を通じて販売をしていく計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）詳しい説明ありがとうございます。

詳しい説明があったんですが、いろいろ資料で言われますと、問題点としては、非常に高い初期投資とか電気代のコスト負担、また病気、また葉物野菜に限定されておるとか、また作業、運用面での問題として、厳密な水質、養液管理、肥料の濃度、水温を常に適正値に保つことが必要で、専門的な知識と定期的なチェックが不可欠であると資料にはあったんですが、専門的な人材のことですが、今現在3人でやっていくということですが、今まで育苗とか農業公社は経験がありますので、それを生かしてやっていくんだと思うんですが、その専門的な人材の育成、研修等とか将来的には増えることもあるということですが、そのこのところのこれからの予定といいますか、計画としてはどのように考えておるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、設備につきましては補助事業等を活用しまして、計画では年末までにこの施設を設置までを目指しておりますが、そして、その設置ができまして、年明けからテスト栽培等に入らせていただきまして、テスト栽培の中に、そのタイミングに向けて

はやっぱり研修期間ということで行って、農業公社の今年4月採用の職員もおりますので、新たな職員を中心に、このナッパーランドを生産するのに向けたそういう技術等の研修を公社のほうで予定をしておるところであります。

なお、高知県下でのこのナッパーランドは、かなり多くの企業さんとか事業体が既に運用されて実績が出てきておりますし、本山町内でも一つの企業さんが既にこの生産方法でやられている事例もございますので、その事業者さんと一緒に連携をしながら情報交換をして、共に相乗効果を高めようという話もできておりますので、そういうところと連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上、答弁でございます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）確かに下関地区でやっているという話をお聞きしましたが、先ほど言った問題点等書いておりますが、電気、水、これはずっと水を使うという水耕栽培ということで水を使うと思うんですが、その水は、特別今、井戸水を使っているとか今までの育苗の関係の水を使うとは思いますが、水の負担とか電気コストの問題とかはどんなふうにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えさせていただきます。

まず、水利のところにつきましては、現在も育苗のところで水利を活用しておりますので、そこからこの施設でも使うということでもあります。

なお、この水耕栽培、循環するような仕組みにもなっておりますので、そのあたり、どれほどの量が毎月必要かというところ、今後、状況を詰めていながら対応していくということでございます。

あと、電気のところも基本的には照明とかはなくて、このシステムを動かすのに必要な電気が新たに発生するとは想定しておりますが、大きい電力ではないというふうには聞いておりますので、そのあたりは新たな電気設備を設置するとかという計画はございませんけれども、そのあたりもこの設備をするところでは慎重に対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）それでは最後にお聞きしたいんですが、たしか予算特別委員会で説明があったんですが、その際に、僕の間違いじゃったら指摘をいただきたいんですが、たしか年間の売上げが2,700万で、利益が1,900万ぐらいの利益を見込んでおるという話がたしかあったと思うんですが、そのところの根拠といいますか、そういうのは試算しちゃうと思うんですが、できれば説明をお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをさせていただきたいと思います。

当初予算の予算説明会の中で、事業効果とか今後の展望というところで言っていて、これ、このナッパランドというこれまで設置してきた実績に基づきまして、大体これぐらいの年間19回転とかというような実績がございますが、それに基づいて、必要な経費、費用を差し引いた中では約1,200万ぐらいの利益が出るというのが、これがこのナッパランドを導入するに当たって、いろいろ見積り等をいただいた中で示されるものを根拠に説明をさせていただきました。

実際では、その水準を将来的には目指していくところでございますけれども、やはりテスト栽培しながら、この本山町の上奈路地区の気象環境とかいろんな条件に基づいていろいろ調整をしていかなければなりませんので、初年度からそのような水準で利益を上げていくのは難しいと思いますけれども、やはり市場で求められておる品種の野菜を取り扱うとか、いろんな工夫もしながら何とか利益につながるようにしていく考えではございますので、そのあたりしっかりと対応していきたいと思っております。

以上、答弁でございます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）それでは、次のことですが、さくら市の件でちょっとお聞きしますが、さくら市は農業公社が運営管理を行っておりますが、さくら市のこめのみみの地元の問題は何度となく有効活用ができないかということで質問をしてきましたが、なかなか進んでおりません。そういうところで質問を問いませんが、よくさくら市へ行くんですが、よく見るとお客さんの流れとしましては、大体入ってきて、皆さん野菜の売り場のほうへすぐ行きます。

それで、野菜のほうのあそこのところはいっぱいおるんですが、こめのみみのスペースのところの奥には、町のとか嶺北のいろいろ資料とかチラシを置いておるんです。また、テーブルとか椅子も置いておるんですが、あの部屋というかスペースは本当にほとんど人が入っていない状態です。

そして、天空の郷も満員ではないですが、棚田米をそのスペースのところへ配置をして販売をしておりますが、あのスペースへ何とかお客さんを誘い誘導するような、やっぱり対策が必要かと思うんですが、そこでちょっと提案ですが、こめのみみもよく聞くと、最近はやっ当もやっていないとかそんな話も聞きますが、よく最近、コンビニでも立派なコーヒーマシンを据えて、結構自分も利用することがあるんですが、結構おいしくて好評ですが、そこへコーヒーマシンの設置をして、例えば、冬場は野菜がない、お客さんが少ない、そういうときにでもパンなんかも売っておりますので、やはりお客さんをちょっとでも誘うということでコーヒーマシンを据えて、テーブルも椅子もありますので、そこでちょっとでもくつろいでもらうというか、そのさくら市のにぎわいを少しでもにぎわせるためにもそういう対策も必要じゃないかと思うんですが、そういうコーヒーマシンの設置等とかは考えているんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）澤田議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

議員よりご要望のありましたコーヒーマシンの設置につきまして、本山さくら市を管理運営しております農業公社のほうに確認をいたしました。このコーヒーマシンを導入することによりまして、来店者の利便性向上や滞在時間の延長、交流人口の拡大に資する可能性があると考えております。

一方で、導入費用や維持管理負担が伴うことから、現在の来店者数の需要や採算性などを十分に検討し、本山さくら市全体の売上げ向上につながるかという観点から総合的に判断をしたいというような回答をいただいております。議員のご要望があった件も効果が見込めるという判断に至りましたら、導入も含めて検討を進めるという回答でございましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 分かりました。

ネットでちょっと見たら、値段的にはコンビニなんかのコーヒーマシンは200万円ぐらいという、そういう資料には載っておりましたが、やはり先ほど言いましたように、冬場は野菜が全然出ません。ナッパerlandで冬場の野菜がこれから出回るかと思うんですが、それと、従業員さんの仕事量の負担増にもつながってもいけませんが、やはり、そういうせっかくテーブル、椅子も外にも構えておりますが、全然と言っていいぐらい利用しておりません。何かそのテーブルとか椅子の利用促進、また、来客の増加のためにもぜひ検討をいただいて、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 質問の途中ですけれども、ちょうどあとまだ2問残しております。それで、昼までには終わらないと思うので、ここでもう一回、一旦切っていただいて昼休憩としたいと思います。それで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり） それでは、休憩とします。1時から再開とします。暫時休憩します。

休憩 11：52

再開 13：00

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9 番、澤田康雄さんの一般質問を続けてください。9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 澤田康雄、午前中に引き続き一般質問を行います。

3 項目めの人口動態についてですが、この件は午前中に同僚議員が質問されまして詳しい説明があったと思うんですが、また重複するところがあるかと思いますが、どうぞ答弁をお願いします。

まず、4 月の行政連絡では、本町の人口が3,005 人ということで、いよいよ本山町

も3,000人を切るねという話を町民の方からいろいろ聞きました。その後、また5月の行政連絡では3,020人ですか。15人以上の、世帯数でも15世帯が増ということになっております。

それから、また新聞の報道によりますと、5年間の人口の増減では新聞によりますと、本山町は5年間で239人の減で、減少率は7.3%。ちなみに土佐町はマイナスが323人、減少率が8.6%、大豊町はマイナス491人で、減少率が15.1%、また、梶原町は減少数が398人で、マイナス12%となっております。こういう点からいうと、なかなか本山町は頑張ってきているかとも感じたところです。

次に、移住者の数ですが、これも新聞で見たんですが、高知県の移住者数は最多の2,450人で、1,886組と報道がありました。移住者の多い順番では、高知市が886人、香南市が166人、四万十市が155人、安芸市が113人、香美市が105人とあります。また、38%の209組が高知出身者で、Uターンであるという報告もありました。

そこで質問ですが、午前中も答弁があったんですが、本町の人口動態、自然増減、社会増減の状態と移住者の数も答弁があったかと思うんですが、移住者がどちらから移住されてきたのか、分かれば答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 澤田議員の一般質問にお答えします。

人口動態についてというご質問でございました。昨年10月1日現在の国勢調査、これは、本町は少し独特でございますけれども、社会福祉施設や病院等もありますので、住民基本台帳に関わりなく、3か月以上滞在者は国勢調査人口としてカウントできるということもございますので、そういう意味での特別な事情があらうかと思います。

それから、他の町に触れることはいかがかとは思いますが、土佐町でいえばダムの再生工事をやっておりますけれども、そういった宿泊施設に3か月以上滞在の方も国勢調査の対象になるというような特別な事情がございます。

あわせて、先ほど3月末の人口と4月末、やはり本町、官公庁が多くございますので、異動時期に3月末はやはり転出される方が多いと、異動ですね。4月には逆に転入されてくるということで、そういうところでの少し人口の移動があることについてはご承知おきをいただければというふうに思います。

それから、人口動態で先ほど他の議員の方にもお答えしましたけれども、5年間で少し調べてみたところ、令和3年から令和7年、年度で拾いましたけれども、令和3年から令和7年までの人口動態を拾ってみましたけれども、出生者数が49人と、1年に10人を切るぐらいの出生者数になっておりまして、やはり少子化は本当に重要な課題だというふうに思います。それから、亡くなられた方が437人ということで、この5年間で388人の自然減ということでございます。午前中にも、答弁させていただきましたけれども、やはり老人福祉施設があるという、そういった要因があるということは見えておなくちゃ

ならないだろうと思いますけれども、引き続き少子化の問題、これは非常に大事な課題になると思います。

一方で、社会増減で見えますと、これも令和3年度から令和7年度までのを拾って見たんですけれども、転入者が702人と、それから転出者が679人で、23人ではございますけれども、若干ではございますけれども、転入者が上回っていたということがございます。

そうした意味で、やはり本山町で生活してもらおうと、いわゆる移住・定住、それからUターン、Iターンと、そういった皆様を受け入れていくということも非常に重要な施策になってくるだろうというふうに思います。

それから、移住者の分析ですね、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）9番、澤田議員の質問に対しまして、町長の補足答弁を行います。

移住者につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただいておりますけれども、今回の新聞のテーマが県外の移住者ということで、県外の移住者でいきますと、令和5年度が22名です。令和6年度が31名、令和7年度が22名となっております。

新聞報道にあります数字を見ますと24名となっておりますけれども、これにつきましては、うちから毎月報告をしている数字が22名であったんですけれども、高知県が委託をしております高知県のUIサポートセンターといって、県外の移住者、県の窓口がありまして、そちらに相談があった件数から対象者に定住されていますかというような調査を踏まえて人数をプラスしております。

なので、調査よりも若干多い数字ではありますけれども、なぜ本山町が少ないかにつきましては、住基でこちらは拾っておりますので、移住された方が住民票を移していないということで、若干その差が出てきておるのではないかというふうに考えております。

あと、県外移住者がどちらの方面からということにつきましては、すみません、資料を構えておりませんので、ちょっと答弁はできません。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）ありがとうございます。

それで、これは通告にはないんですが、午前中の町長の答弁では、町長が本山町は生活しやすい、例えとしては、住宅の問題とか仕事の問題を掲げておりましたが、こういう課題に対して町としては取り組んでおると思うんですが、これは通告にないんですけれども、どういうことを重点的に取り組んでいる、今後も取り組もうとしておるのか、答弁できればお願いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

本山町は比較的コンパクトな町でという話をさせていただきましたけれども、その中で

あって、医療があり、教育、学校は小学校から高校まで、当然保育所もありということ。それから、日常に必要なものは購入できる商店があるとか、安心・安全ということでの消防署や警察署なんかも本町に所在してあるというようなことで、意外と住みやすい町じゃないかなというふうに私は思っておるということを答弁させてもらいましたけれども。

一方で、やっぱりこれはもう長く言われていますので、非常に取組が弱いんじゃないか、遅いんじゃないかというご指摘は、もうこれは真摯に受け止めなくてはいけないと思いますけれども、やはり住宅の確保の問題は、これは大事。せっかく本山町に来たいといっても、じゃ、どこに住まいをするのかと。Ｕターンとかですとご実感がございますけれども、移住されてくる方、それから、Ｉターンで来られる方なんかのそういった住まいの確保については、そういう家の確保、それは非常に大事になってくるだろうというふうに思います。

それと、仕事の面では、私は通勤可能な本山町は部分もあると。公共交通の関係で調べたところ、本山町へ本山町外から通勤される方が５００人ぐらいでしたか。それから、本山町から本山町外に通勤される方が４００人。これは当然隣接の町村もありますけれども、高知市や南国市、そういったところに通勤される方、それから通勤してくる方が多くございます。そういった方に、やはり逆に本山町で生活をしてもらいたいし、本山町から通勤してもらいたいなというふうには思っておるところでございます。

そういったことで、やはり必要なものは住宅の整備と、それから、仕事はそういう通勤可能でもあると。それから、やっぱり産業としてはＵターンされてきた方なんか少し年金ももらいながら、でも生きがいとか、それからさくら市へ出荷してもらおうとか、そういうことでの、いわゆる半農半Ｘと答弁しましたけれども、そういった農業に携わってもみたいという方にも対応してもらいたいと。それはやっぱり、やってみませんかだけではなかなか進まないと思いますので、やり方も含めて提供できるようなことを取り組んでまいれたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

あとはやはり、長くなって恐縮ですが、少子化の問題、子育て支援は、非常に私は充実をもととしておると思うんですが、なかなか少子化の解決ができませんけれども、これは本当に地域の教育の問題とかにも関わってまいりますので、やはり少子化対策も非常に重要になってくるというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん） ９番、澤田康雄さん。

○９番（澤田康雄さん） 住宅の問題、やはり本山町も高知市の通勤圏内に入るような状態に、確かに高知市の近郊の日高村とか芸西村なんかは結構土地を提供して、若い者に新築を建ててもらって高知市へ通勤してもらおうと、そういう対策も取って、結構人口の減少率も低いということも聞いておりますし、やはり本町なんかも移住者もちろん大事ですが、新築の住宅を若い人に建ててもらい、やはり生活をしてもらい、なかなか本町では仕事はないので、高知市のほうへも通勤できるようなそういうところも伝えて、宣伝をしながらやっていただきたいと思います。

それと、これもすみません、通告にないんですが、15人増えた中で15世帯増えたという行政連絡があったんですが、1世帯1人が15人来たという認識でよろしいでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

やはりそういった官公庁の異動とかで単身で来られる方が多いんじゃないかというふうに思いますけれども、数字上だけで見たら15人増えて15世帯増えたということであれば、1世帯1人は増えたということになりますけれども、その数字だけじゃなくて、まだその月で増えたり減ったりすることもあるかもしれませんけれども、数字で判断する上ではそういうふうに判断できるんじゃないかというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）次の4項目めに移ります。

○議長（岩本誠生さん）はい、じゃ、次に移ってください。

○9番（澤田康雄さん）4項目めの中間管理住宅についてお聞きします。

中間管理住宅の取組は3件の実施予定で進めておりますが、12月議会では、本年度中に設計業務を進め、来年度、令和8年には改修工事を始めると答弁しておりまして、また、今後も年間3件の整備を予定していると答弁がありました。

また、予算審議委員会の答弁では、令和7年度には3件実施の予定であるが、まだ実施に至っていない。1件は2月末に設計が完了しているという説明がありました。また、早期に事業を進め、令和8年度末には7年度、8年度で予定していた件数を完了できるように取り組むとありますが、設計の進捗状況、また、改修に向けての取組、その後の入居に向けての取組のスケジュールというか、その取組の説明をお願いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）9番、澤田康雄議員の質問に対し、お答えをいたします。

まず、答弁に入ります前に、若干修正がございます。

まず、3月議会において3件の繰越しをするというご説明をさせていただいておりましたが、最終2件の繰越しとなりました。

経過といたしましては、さきに述べたように、中間管理住宅は令和7年度に空き家3棟の改修を見込んで予算を計上して、2月末には設計の入札を実施をしたところでございますけれども、1棟が入札不調に終わりました。不調になった原因を他の設計業者等にも確認をいたしまして再度入札方法を検討しておりましたが、建物の構造上の問題がなかなか難しいと。これを整備するに当たっては多額の費用が発生するということが判明をいたしました。

そのため、その1棟については議会終了後になってしまいましたけれども、昨年度末で選定を取消しをしたため、繰越し件数については2件ということで訂正をさせていただきたいと思います。その上で、繰り越した2件の進捗状況でありますけれども、3区の物件

につきましては先週に検査が完了いたしまして、今、設計のほうは建設課のほうでしていただいておりますけれども、設計が出来上がったというところで、今、入札担当課のほうに回しておるといふふうに聞いておりますので、6月のうちには入札ができる予定となっております。

なお、寺家地区につきましては若干遅れておりますけれども、8月に検査をする予定で今調整をしておるところでございます。若干遅くはなっておりますけれども、標準工期的なところにつきましては、三、四か月を想定をしております。資材の入荷の問題等、加味しなければいけない部分はございますけれども、今、現状であれば年度内に終了、完了できるのではないかといいふうに見込んでおります。

なお、できる限り早期発注、完成に努めてまいりたいと思っております。

続いて、令和8年度事業に関しましてですが、4月1日から4月30日で公募をしております。その際、3棟の申込みがございました。現地を確認し、選定委員会を5月に実施をいたしまして、2棟を本年度整備する住宅としております。今、それにつきましては今月のうちに入札をするということで、設計の入札をするということで、19日が入札予定であるということを確認をしております。

なお、8年度事業につきまして3件ということで予定をしておりますけれども、国の予算要求の中で予算配分のシーリングがちょっとかかっておりまして、3,000万に対しての補助金額が削減されておるといふところを加味しますと、本年度については2棟分程度が妥当ではないかというところで、現状は先ほど申し上げました2棟で整備をする予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）それでは、大分計画が後にずれているということになりますね。

今の話では、令和8年度にも改修工事を始めると答弁しておりましたし、令和7年度には設計を終わらせ、令和8年度に工事を始めるといふそういうことも答弁されておりますので、これからまだ、言うたら設計の段階にしか至っていないということでもよろしいんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）8年度の分については、設計が6月に行われるということでありまして、先ほど7年度分につきましては、6月に工事の入札をするということで、工事に1件は入るといふことをご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）分かりました。

はっきり言うて、予定よりちょっと遅れておりますね。それと、新しく申込みもあるということで答弁があったんですが、最終的にはまだ設計も、状態ですが、工事1件は始まったということですかね。

それで、今後の入居に対してのスケジュール的なことは考えておるのでしょうか。なかなか遅れておるという状況ですが、やはりお隣の町なんかもそういうのを提供してやっておるという話も聞きますので、何か本町はそういう面でも遅れておるのではないかなと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）令和7年度の進捗につきましては、取りかかり最初というところで、担当課として非常に段取りが悪かったというところについては反省をしております。

ただ、今後の入居につきましては、工事費が完了した段階じゃないと家賃がなかなか決まらないというところがございます、設管条例のほうで、建設費用が確定しないと家賃が決まらないというところになりますので、その辺をできるだけ早く調整をしながらやっていくという段取りで考えておりますけれども、工事が終わる、金額が決まらないといけないということです、いつ頃になるかというのは今のところちょっと未定のところがございます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）なかなか今の状況を見ますと、原油の問題とか人手の問題も確かにあると思います。ぜひとも速やかに少しでも早く入居できるように設計をしまして、改修をいたしまして入居ができるように、一日も早くできるように対策をお願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、9番、澤田康雄さんの一般質問を終わります。
一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さんの一般質問を許します。7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）議長のお許しを得ましたので、7番、これから一般質問を行います。

今回は4項目を通告しております。

1問目ですが、ごみ出し困難世帯の支援についてです。

このごみ出しの世帯の困難については、4年前に同僚議員が質問をしておりました。そのときには、執行部の答弁としましては、高齢者にとって大きなごみ袋や重たい新聞紙の束なんかを集積所に運ぶのが大変な作業。今後、区長や民生委員さんなど地域や現場の声を聞き、ニーズの掘り起こしと必要性を調査して研究すると。そしてまた、ごみ出しの支援が必要となった際には支援を受けられる体制づくりも重要となってくるので、嶺北シルバー人材センターや社会福祉協議会とも方法などを協議して検討していきたいというのが、

これが4年前の執行部の答弁でした。

昨年私が質問したときに、答弁が、地域の状況を精査した上で方法について研究するという答弁がありました。その後どのように協議したか、検討したか。そして4年前には、そういうことが実現できましたら、皆さんの安否確認もやっばりできるのではということでもしてありましたけれども、本当に4年前からこういうことをずっと言っていたので、どのように検討したのか、協議したのか、今の状況を教えていただきたいです。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）7番、中山議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

ごみ出し困難世帯の支援についてということでご質問をいただきました。

以前にもこの質問を受けまして、どういったニーズがあるのかということについて関係機関の皆様にも意見を聞いたりしてきたところでございます。民生委員さんなどにお聞きすると、助け合い、いわゆる共助により対応しているということ。また、ご家族が訪れて対応しているなど、意見をいただいたというところでございます。

今回この質問、庁議でも話をしたところでございますけれども、そういった現状で、そういう地域の助け合いとかそういうことで対応がされてきておると。私はそういうことも非常に地域コミュニティの中では重要ではないかというふうに思っております。そういう調査をする中では、いわゆる公助としての対応を求めのご意見ということは、その時点ではなかったというふうに記憶をしておるところでございます。

また、そういうごみステーションが遠いとかいろんなこともございましたので、町といたしましては、その経過を踏まえて嶺北広域行政事務組合のほうと連携をいたしまして、ごみステーションを新たに設置するということで対応したケースはありました。そういう形での対応ということもしてきたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）分かりました。

そういうことで、やはり本当にこれから高齢者が、家族の方がおるんであればいいんですけども、ひとり暮らしとかやっばり高齢の方が本当に困難になっているので、それは本当に真剣に考えていただきたいと思います。

そして、今町長が言ったみたいに、広域の方とかいろんなところと相談をしたと思うんですけども、私が思うには地区地区が、ここから言うたら、1区、2区、3区、4区をずっと、山間部もあるんですけども、やはりそういうことで、地区の無理がいくかも分からんけれども、地区の方で、区長とか民生委員さんと、そして副区長とか等々で、やっばり例えば、1区やったらどの人が、誰がちょっと困難になっているのかなという、その地区地区でやっばり把握をしていかないと、全体ではなかなか難しいところがありますね。

やはりそういうほうをちょっと町のほうから、申し訳ないけれども、その民生委員とか区長会があったときにそういう課題を出していただいて、やっばりみんなで見守っていく

ということをしてないといけないと思いますね。それで、本当にそういう聞き取りをどうしてもしていただきたいと私は思っています。

そして、そういうのがちょっとできたらよね、多分週に1回、高齢者の方は週に2回もいろんなものは出さないと思うんですけれども、古紙とか生ごみとかいうのは週によってそれぞれ違うので、週に1回はあると思います。

そういうことを踏まえて、やっぱりその地区地区、全部行政に頼るのではなくて、やっぱり地域で見守っていくということをしていかななくてはいけないので、ぜひ、その民生委員の会とか区長の会とかがあったときにそのことを言っていて、それを地区に下ろしてもろうて、地区でいろいろ考えながらどうしていったらええか、多分そんなに困っている方はいないと思うんですけれども、やっぱりそれに困っている人もおるかも分からないので、それを調査したらいいと思いますので、やっぱりそういう区長とか民生委員さんの会でいろいろと諮っていただきたいと思いますけれども、その点どう思いますか。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）お答えいたします。

民生委員・児童委員協議会の定例会というものを月に1回開催しておりますが、そちらのほうにも、健康福祉課長及び包括支援センター所長と健康福祉課の集落支援員3名が毎月出席しております。

今年の4月からその定例会の中で、地域で起こった出来事などをざくばらんに意見が出しやすいようにということで、15分程度の時間を設けまして4つぐらいのグループに分かれて、こんなことがあったよという報告する時間を設けておりまして、そういう中でも地域での困り事などは出てくると思いますので、そういう発言の中から、またこのごみの問題に関しましても困り事を吸い上げて、それについてまた検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）ありがとうございます。

ぜひ、そういう会の協議会の中でやっぱり吸い取っていただいて、今までそういう会とか協議会とかはあまりしていなかったんでしょうか。グループに分かれて、そこでそういう、いや、うちは地区の中でこういう困っちゃう人があるんじゃないけれども、ごみなんか出すのも大変やけれどもというような、そういうこの協議会とかその中の会の中ではそういうことは言っていないんでしょうか。

ごめんなさい、分からんろう。協議会をする中で、話し合いの中で、民生委員さんがうちはこうこうで、この地区ではこんなことに困っちゃうんやなということは、これから掘り起こしていくんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）この4月からそういう会の設け方になっておりまして、

これまでの定例会では決まった議題を進めていくだけの形でした。

まだ4月、5月と2回しか開催していないんですが、各グループで出てきた問題に関しては、翌月の定例会の中で、前回こういう意見が出ていましたという報告がされております。その中では、まだごみに関する困り事というのは見受けられませんでした。また今後、こちらのほうからこういうごみ出しに関する高齢者の困り事とか地域でないですかということも問いかけをしまして、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）分かりました。

4月からということで、一、二回しか協議していないといいますけれども、やはりこのごみの分は、本当に町長もやっぱり心配しておられたと思うんですが、4年ぐらい、四、五年前からこういう課題はずっと出し続けていましたので、ちょっと遅いと言えば遅いとは思いますが、4月からそういうことでやっていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1問目はこれで終わります。

○議長（岩本誠生さん）次へ進んでください。

○7番（中山百合さん）2問目は、福祉タクシー料金の助成の事業についてです。

本山町の福祉タクシー料金の助成事業によるタクシーチケットの交付枚数は年齢などの条件によって異なりますけれども、現在、一般の方は75歳以上の高齢者などの人が年間24枚、障害のある方、身体障害者の手帳が1級から2級などの人が36枚が基本になっていますが、これは病院等、例えば、嶺北中央病院とかほかの隣のところの病院とか、そして、歯科とか眼科とかというところがあると思ひます、病院としたらね。

それにしてはちょっとこれ、何か1年間で24枚、そして障害のある方は、これはちょっと少ないんじゃないかなという気がしますが、どのようにこれ、枚数を限定とした根拠は、24枚というのはどうしてかなと。年に24枚よね。例えば、月に病院に行かないかん、歯医者も行かないかん、眼科も行かないかんということになって、やっぱりどうしても月に1回ではなくて、ほんで、多くて2枚要りますよね。片道1枚、次に帰ってきて1枚。そういうことになれば、なかなか24枚というのはすごい少ないと思ひますけれども、そのタクシーのチケットを増やすことができないかという質問でございます。

そして、あわせて、この枚数を設定した根拠は、そして、実態調査をした上でこの枚数にしたかをちょっとお伺ひします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）7番、中山議員の一般質問に対し、答弁申し上げます。

福祉タクシー料金助成事業は、75歳以上の方を対象に、病院への通院で使用するタクシー料金の基本料金超過分を助成しており、1人当たり年間24枚、身体障害者手帳1級、2級所持者については36枚を上限として、申請者に対し利用券を発行しています。

ご質問をいただいております枚数設定につきましては、1か月当たり2枚、障害者手帳

所持者は3枚を基準に、申請のあった月以降の月数分を交付しており、その根拠につきましては、制度開始当時の資料がなく定かではありませんが、本助成事業の趣旨としまして、通院時の交通費の一部を助成するという観点から、1か月当たり2枚、または3枚を基準として設定しているものと推測されます。

令和7年度の実績を申しますと、申請者数は一般で60名、障害者手帳所持者で5名、合計65名で、利用券の総交付枚数は1,488枚、利用率は38.4%となっております。実際に利用された方のうち、利用率50%以上の方が21名、そのうち8名の方が90%以上の利用となっております。

なお、本制度に関しましては、ご質問をいただいております枚数を増やすことも含め、今後、要件の見直しについて協議予定となっておりますが、利用実態や利用者人数、他自治体の状況などを踏まえながら検討を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）検討をこれから、枚数をどうするかということは今協議しているということでありますけれども、この部分の本山町の公共の交通のガイドを見ていましたら、この後ろのほうにちゃんと全部載っていますね。本山町の福祉が、その料金がやっぱり本山町と、土佐町内とか大豊町内では70歳以上の方が60枚ということになっております。

今さっき、枚数のことを言ったんですけれども、やはり本当に高齢の方、そして、若くても車をすぐ返納する方が最近たくさんおいでになりますので、やっぱりタクシーを使ってすることが多くなると思いますので、ぜひ協議をしていただいて、ほんで財源のこともあると思うんですけれども、やはり皆さんが安心して病院へ通院できるようなことを考えて、ちょっと枚数を増やしていただきたいと思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）ありがとうございます。

制度の起こりが通院に使っていただくということで、これは町の単独事業として開始されたというものだろうというふうに思います。

先ほど利用率等も答弁をさせていただきましたけれども、今、ニーズがどうなのかということも踏まえて、先ほど担当課長のほうからも答弁しましたけれども、検討してまいりたいというふうには思います。議員のほうでも、何か情報として把握されておることがありましたら、情報の提供をいただければというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）把握をしちゅうということよりも、これをちょっと見ていましたら、やはり先ほど私が同じようなことを言いますけれども、やはり通院は月に1回ということではなくて、2回、3回行く方がおる。病院だけやなしに、歯科とか眼科とか行くの

で、そういうことを踏まえたら、ちょっと年間24枚は少ないんじゃないかということを感じましたので、そして、このことは住民の方が私に言うて、もうちょっとチケットを増やしてもらいたいということを聞きましたのでこの質問をさせてもらったんですが、やっぱりそういう住民の声は大事にせないかんので、それは一応執行部のほう、そして町のほうにもちょっと言うてみますということでお話をされたんですけども、これから検討するということを言うてくれましたので、財源のこともあると思いますけれども、協議して前向きに考えてくれるかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

公共交通、いわゆる足を、住民の皆様の交通の足を確保するということは大きな課題でございまして、当然コミュニティバス、それからデマンドでの運用も含めて運営しております。それと、この福祉バスもございまして、路線バスなんかも活用できるということで、そういったところで、どれぐらいの活用が進んでおるのかということについて、これはタクシーについては先ほど言いましたとおり、通院をするためにそういう足を確保していこうということで制度が起こっておりますので、そういうものも踏まえてこれは検討していきたいと。

コミュニティバスにつきましては、やはり買い物とか、それから友達のところへ行くとか、場合によっては町から棚田を見に行くとか、いろんなそういったコミュニティバスではそういうことも実証的に買い物に使うとかということでやっておりますけれども、そういうことで公共交通を使っていただくということで積極的に進めているところでございますけれども、この福祉タクシー、バスも当然ありますので、バス停まで行くということも非常に困難な場合もございますので、そういうこともありますけれども、そういったものをいろんなものを組み合わせて公共交通を、足を確保していきたいというふうに考えております。その中の一つに、この福祉タクシーの料金についてニーズがどうなのかということについては考えさせてもらいたい。当然財源も含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）確かに今町長が言ったみたいに、交通とかコミュニティバス、路線バスもありますけれども、タクシーというのはその家の庭先まで行って乗れるということが、あれが一番いいことだと思っていますので、結局、先ほど町長が言ったみたいに路線バスもあるだろう、交通もあるだろうと言うけれども、そこまで歩いていかなくてはいけないということと、それと福祉タクシーというのは庭先まで行けるというメリットがありますので、それを踏まえてやっぱり枚数を増やしていただけることをしていただきたい、そして協議もしていただきたいし、検討もしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）分かりました。

庭先という話がありましたけれども、コミュニティバスも本当に細やかに週1の路線になっておりますけれども、この地域でそういう声があるといったら、これは路線を変更するときにはその手続が必要でございますけれども、そういったことで、細やかにほぼ庭先まで、それから、汗見川地区ではたすけあい交通ということで、そのバスのところまで、これもデマンドですけれども、予約をしてバスの乗り合いのところまでお助けということであるということで、非常にそういう意味での手だても考えながら公共交通の確保ということを進めておりますので、そういったこともぜひとも知っていただきたいということで、やはり地域の路線バスなんかも活用しないと、それが維持できていけないということもございますので、そういう意味での、そういう地域のコミュニティバスも、福祉タクシー、バスも、それから路線バスも、そういう形で公共交通として守っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）私も研究をしまして、やっぱり全部の路線バス等々を見て研究していますけれども、一応住民からの声ということは忘れずに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目も終わりです。

3項目へいきます。

3項目ですけれども、まちなかチャレンジショップの今後についてということです。

本山チャレンジショップ事業が2023年、令和5年にスタートして、2025年3月にオープンしたチャレンジショップの2期生がもうすぐ卒業の時期となるとお聞きしております。今のまちなかチャレンジショップのところは、本当に町内外からもすごくお客さんがたくさん来てくれてとても人気があることです。

そして、横にコンテナのチャレンジショップもありますけれども、今後は、今のキッチンなんか7月いっぱい、町外から来た県外の方が食事に行って、帰りのときに店に寄ってもろうて、いや、7月でもうおしまいになるんやね、残念、もっと続けていただきたいという声を聞きましたので、けんど7月まででもう終わりじゃというようなことを言っておりましたので、どうかなと。まだ続けてできないかなというようなことも考え、そしてまたコンテナのほうもまだずっと空白になっておりますので、そのことも考えたら、これは町長が出るときの公約ですので、何とかやっぱりしていけないかので、今後の計画とかどのように方向性を考えているのかちょっとお聞きいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）7番、中山議員のチャレンジショップのご質問に対して答弁申し上げます。

チャレンジショップにつきましては、もう本当に本山町商工会の皆様にご多大なご協力をいただいて、協力と連携をしていただいて取組を進めてきておるということをまず申し上げ

げたいというふうに思います。

現在、今ご質問にもありましたけれども、飲食業としてチャレンジをしていただいている方、卒業が近づいている中で本山町で起業したいと。そういうことで、起業するべく物件を当たっていただきましたけれども、なかなか適当な物件がなく、正直なところ非常に苦慮をしております。そういうこともございますので、商工会とも連携を図りまして、本町でどうしても、そういう希望もありますので、それから、非常に町内外からお客さんもおいでになっていただいて、議員言われたとおりの状況でございます。本町で起業に向けて、これはその物件を確保して卒業していってもらおうということでは、商工会の皆様とも協議をしながら進めておるところでございます。

それから、2店舗のこのチャレンジショップの方向性についてというご質問を、これ後段でしたけれども、今あったかね、なかったかね、すみません、先走って、通告書では議題で出ましたので。方向性ということでございますけれども、コンテナハウスにつきまして、これまで飲食業であったり、それから福祉事業であったりということで活用をしてまいりました。なかなかその福祉事業なんかは実証で今、本山町で取組を進められておりますので、その意味では福祉事業をコンテナショップで取り組んだことで、まだその事業を進めていただいておりますということはあると思うんですけれども、なかなか後のコンテナハウスの活用が十分できていないところもございます。

今後もしそういうコンテナハウスにつきましては、やはり短期間での活用も含めて、それから飲食業、それから飲食業以外も含めてチャレンジしていただきたいということで、今後もチャレンジャーを募集してまいりたいというふうに思います。

もう一店舗のほうにつきましては、しっかりとした厨房を備えておりますので、飲食業や食品の製造も場合によってはできると思いますけれども、そういったものにチャレンジショップとして活用していきたいと。現チャレンジャーの方が卒業しましたら引き続き、随時に今募集もしておりますけれども、いろんな問合せもあるようではございますけれども、引き続きチャレンジショップとして方向性としては活用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）そして、なかなかコンテナのほうは大体6か月、1年、最長1年半ということですね。試しにここでやって、この前も福祉の方がやっていただいております。6か月やったら大体どんな感じかなというのが分かるので、その後は続けてはいなかったんですけれども、現在、今あるチャレンジショップのところは、住民の方が私に対して7月で終わりということを言っていましたけれども、それが、7月が終わったらその後はどのように考えているか担当課長に聞きたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）担当課長にということでございましたけれども、私で構いませんかね。

先ほども言いましたとおり、本山町で起業したいということで物件を探しておるけれども、なかなか適当な物件が、できれば町なかでやりたいというふうに言われておりましたので、その物件がなかなか当たらないということがありまして、ちょっと時間を要しております。商工会の皆様もそういった相談にも乗っていただいて、物件についても検討しておるところでございます。

運営規約というものをつくっておりますので、場合によっては規約に基づいて、1年6か月経過しますけれども、6か月、6か月で見直しをかけておりますけれども、その出店の期間について、この1年6か月でなかなか店舗が確保できない場合には、これは検討してまいりたいというふうに思っております。それは延長できないかということで、この運営規約に基づいて考えていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）私も商工会の方々が本当に親身になって、今おって開業している方は、本山町内の町の中で起業して、そして、もうこっちにおって住みたいというような相談も、私も受けておりました。商工会のほうにもちょっとお話しに行って、どうだろうねというようなことを話していたところなんです。

そして、どこか空きがないかと、この町の中、本通りやったら本通りは嫌だし、やっぱり町の中の今おところの、この町の市街地でやりたいというようなお話を聞いたので、いろいろと商工会の方も本当に頭が下がるほどよくやってくれていますので、それプラス自分たちにもできることをしてあげないといかんというように自分は考えていたので、やっぱり空き家を探して、その方とも相談したけれども、なかなか今町長が言ったみたいに、さあ起業をしようと思うても、今のチャレンジショップは体一つで行ったら全部厨房にそろっている、それではもうできるけれども、今度卒業して起業になったら、浄化槽からしなくてははいけない。

浄化槽としたら、やっぱり浄化槽というものを私調べたんですけれども、本山町でその浄化槽の補助金が対象外になる主なケースというのが、店舗とか事業所、それと別荘とか賃貸というような感じになって、住まないで浄化槽の補助金は下りないというような感じでホームページを見たんですけれども、その方は、もし家があって買えたら、やっぱり住んで一階を店舗にしたいとか飲食店にしたいという感じなんですけれども、やはり浄化槽というのはできないというのはあるんですかね。やっぱり私は国の補助制度をベースにしていると思うんじゃないけれども、今それが分かれば、ちょっと教えていただきたい。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをさせていただきます。

今回、この営業用の必要となる浄化設備、浄化槽の場合、営業になりますので、その中で飲食の洗い物をしたりとか、あとトイレの管理等で浄化設備が必要となりますけれども、かなり営業用ということで、保健所への届けの中で、浄化槽の規模が大きいものにどうしてもなってくるということがありまして、一般の家庭用よりもちょっとそういう大きな

るということも分かっておりまして、そのあたりは本町が推奨しております住宅、居住用というところとちょっと方向性が違うということで、現状、その補助の対象にはならないという状態であります。

そのこともありまして、本年度、起業・創業事業の中でチャレンジショップ枠という新たな枠を設けまして、その部分で補助金を100万から200万に上限を上げさせていただいて、その一部でも対応できるようにはしておるところなんです。先ほど言ったような飲食業用の浄化槽となりましたら、そういう形で槽が大きくなる、そして、それによって事業費も大きくなるということが、現在課題となっておるところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）これを見ていたら、本町では普通の一般家庭の分の補助金としては、令和8年度の合併処理浄化槽の整備事業の補助金としては最大で54万8,000円、それは8人から10人槽ですね。それで、単独処理の浄化槽の撤去に対する補助金も用意されていると出ておりました。そして、補助の限度額としたら、5人槽が33万2,000円、6、7人が41万4,000円、8人から10人槽が54万8,000円です。これに加えて、新築の場合は20万また補助があると。改築の場合は、40万プラス補助があるということで載っておりました。そしてまた、現在使用している単独処理浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽へ替える場合は9万円の補助金が出るということをやっております。

この浄化槽の設置というのは、多分本山町では国の補助の制度をベースにしているので、この浄化槽の設置や交換に係る補助金は、実施主体である各市町村の自治体が制度の内容や金額を決めている。

例えば自分たちは、私はもう家を建てて20何年になるんですけども、そのときは140万か100万ぐらいの補助がありました。そのときは、割と皆さんさっとやったと思うんですけども、やはりこの補助というのは、国の補助じゃなしに自治体で決められるということでもありますので、やはりそのことも踏まえて、今度、例えばチャレンジショップの人が起業をしたいというときに、もう本当に一からしなくちゃいけないので多額のお金がかかる。そうしたら、例えば2階建ての家を買いました。そして、2階を住むようにして本山でおるといふ。それプラス下の1階でちょっと事業を興したいということに対しての浄化槽の補助金というのはどんなふうになるのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、飲食業という業種の関係で浄化槽の規模、これが保健所のほうでも申請の許可を受けなければならないというところで、当然厨房排水の関係でちょっと大きくしなければならないという状況がありますので、それに対応する一般用との補助の部分が、現状、事業用のほうが用意がされていないということもありまして、町の先ほ

ど言った補助金のほうで何とか支援をするというところで考えておるところであります。

なお、浄化槽について町の一定の考え、判断でその辺の運用面をどうするかという点は、また今後の検討課題にはなってくると思いますが、またそのあたりは制度の中でちょっと慎重に考えていければというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） 浄化槽の槽が、多分商売しよったら 20 槽、30 槽というか、多分大きくなると思うんですよね。それをするために保健所とか等々という部分で、どうして住屋の下で、買ってするに当たって補助ができないかというのが私、ちょっと自分分からないんですけれども、それは自治体でできることでもないんでしょうかね。

○議長（岩本誠生さん） 暫時休憩します。

休憩 14：08

再開 14：09

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） 浄化槽の補助制度のところの説明というか話があったと思います。

補助制度につきましては一般住宅用というか、営業用には現在補助要綱にはなっていません。国・県も同様のことだと認識しております。現状としては使えないということに答弁させていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合さん） これを調べた中で、本当に一般住宅、一般居住の方しかできないというのは分かっておりましたけれども、これから企業を起こしてするに当たってそれだけなし、これから先のこと、これからコンテナのほうもそうやけれども、こっちのほうの飲食もそうやけれども、これから先、まだ 2 期目ですので、この先を考えたら、何とか本山町で企業を起こしたいということに対して何か補助的なものを支援をしていただきたいと思います。この質問をさせていただきました。

そして、今運営委員会でお話をしていると思うんですけれども、チャレンジショップは 7 月で終わりということですので、そのことについては、それで自分で把握しておっているんですか。7 月で運営委員会とかがあるとかいうのを聞きしたんですけれども、7 月いっぱいということで、私のところでちょっと皆さん住民の方が言うて、7 月いっぱい、もう寂しくなるし、おいしかったし、残念やということ言うので、ちょっとそのところをちょっと教えていただきたいです。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

先ほど、澤田町長の答弁の中でも触れられておりましたが、最長1年6か月としておりましたこのチャレンジショップの運用規約のほうは、この間、見直しをさせていただいておまして、一定の条件があるんですけれども、今回チャレンジしております方のように、町内の空き店舗で営業することを、開業に向けて動いておる方とかはまた運営委員会が認めた場合につきましては、それ以上の延長も認めるという形で規約の改正をしておりますので、今回現在のチャレンジャーにつきましては、当面、現在の店舗営業を継続しながら同時に新店舗の確保を進めていくという形で、本年度中はそういう動きで、引き続き営業を続けながら新しい店舗も探していくという形で動いておりますので、そのことをまたご認識をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）それをちょっとお聞きしたかったんです。本当に皆さん残念がって私に何人かの人が言うので、半年、半年、半年で契約ということになっていると思うんですが、その間に今私が質問したように、商工会の方が本当に親身になってやってくれているのは本当に思っています。よく私も商工会へ行っているいろいろお聞きを、所長には聞くんですけれども、何とかこの方は本山町、今の方やなしに、チャレンジショップする人がどうしても本山町にいたいという人は町のほうも、商工会だけではなくて町のほうも一丸となって取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで3問目終わります。

○議長（岩本誠生さん） それでは、次へ進んでください。

○7番（中山百合さん） 4問目は、上街公園の第1町民プールの取壊しについてです。

これは、令和7年、昨年です、9月の定例会で上街公園の第1町民プールはもう本当に既に使用しておらないので、今後の活用について質問を私がいたしました。

そうしたら、執行部からは早期に取り壊したい。そして跡地利用としていきたいと考えていると答弁がありました。しかし、財源のこともあります。本当に提案も私はいたしました。それで、取壊しについては費用だけではなく、周辺に与える影響調査も含めると相当の予算がかかるということから、ほかの事業等の優先順位を見て予算計上を見送ったという経緯もあります。そして、プールの取壊しについては今後どのように協議して検討していったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 7番、中山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にありました上街公園の町民プールにつきましては、質問の中でもご指摘いただいたとおり内容でございまして、取壊しにつきましては、令和6年度の当初予算を計上する際に庁内の企画調整会議で検討しました。その際に、解体にかかる工事費が3,300万円、周辺に与える影響調査、これが3,130万円ほどかかるという当時の見積りが

ございました。検討する中で他の事業等の調整もあり、令和6年度予算の計上は見送ったところでございます。それから、令和7年度、そしてこの令和8年度予算を審議する庁内の会議の中でも取壊しについてはその都度論議になりましたけれども、その年度の優先事業等々を見たところ、見送らざるを得なかったというところが現状でございます。

取壊し後の対応につきましては、周辺の住宅もありますので、建物等は今のところ考えておりませんけれども、周囲に見合うような内容にしていきたいと考えております。また、現在プールの跡で、現状は残っておりますけれども、危険であろうというブロック塀等々は取り除いて、危険ではないような状態にし、立入りもできないというところでの看板も立てております。また、定期的に見回りをして、プールの水がたまっているかどうかという確認もしております。

ご指摘のとおり、早期に取り壊したいという答弁もいたしました。その気持ちは今も変わりませんけれども、なかなかすぐに取りかかれる状況じゃないということでお答えにしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）先ほど総務課長からお話で、壊すお金が3,300万円、そして周囲にかかるのが3,130万円というのがありました。というのは、自分の考えでありますけれども、プール自体は3,300万円要って、その周囲にかかる3,130万円ということは振動とか何とかによって周りの人の、家はちょっと周り何軒かあるんですけども、その人の家が振動によってちょっと、多分大丈夫と思うけれども、傾いたりとかいろんなあんなんがあると思って、それでこれで3,130万円が、3,130万円がどうして要るのかなと、周りの人の。壊すのは3,300万円は分かるんですけども、周りに、周辺に係る金額が3,130万円というのはどうして、そのことについてちょっと具体的にお願いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）工事の損害を調査するということで、工事にかかる前の家屋調査、そして工事が終わった後の調査をするというのがこの費用でございます。プールの中心地から半径40メートル、これはその見積りを取る際に業者からその基準がございまして、その半径40メートルの区域の家屋の調査をするということで、家屋の件数までは覚えていませんけれども、あの周辺にある家屋が含まれますので、その調査にかかる費用ということでございます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）分かりました。

そうしたら大体、執行部からは本当にもう至急に壊したいという答弁もあったので、財源のこともありますが、大体時期的には何年ぐらいかかるのかなということ、今年度は難しいとしても、来年度か再来年度かという、ちょっとめどというかをちょっとめど

が、できたら何年度には壊す予定はあるということが分かれば、教えていただきたい。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

いつまでに壊すのかと、これは非常に財源確保も含めて、今財政状況非常に、大きな事業をこの間ずっとやってきた中で非常に財政状況が厳しいと。公債費のピークが令和10年と言われたのが令和11年に少し後ずさりをしてきていますので、しばらくの間、財政が厳しい状況にはあると。

そういう中で、単独で壊すというのはこれはちょっと難しいだろうと、そうしたらどういう形で財源も確保できるのかということについては、後の活用の問題とか等々踏まえて、何とか有効な有利な財源をどうしても確保して、その上で取壊しに着手したいと。今工事費も上がってきております。人件費も上がってきておりますので、先ほど話をしました費用から言うと、これはもっと増額になるだろうというふうに思われますし、工損調査をした後の補償費はまだカウントされておきませんので、取壊し後の工事の損傷の調査です、をして、補償費用なんかも出てくることもあると思いますので、そういう意味では非常に大きな金額になると、今この場で来年度、再来年度に取り壊しますということまではなかなか明言しにくいということがございます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）分かりました。

それは難しいと思いますけれども、あそこを壊した後でどのようなことをするかというのは、補助のできるような取り方もやっていただきたいと思います。

プールで、上街公園のことなんですけれども、プールのことでも質問していますけれども、先ほど昼休みにちょっと上街公園へ行っておりました。また、雑草がいっぱいいっぱい生えておりました。

そして、遊具も半分壊れて、シーソーが危ないので、何してくださいと書いていましたけれども、どうしてあんなに壊れたシーソーをそのまま置くのか。どうして撤去しないのか。

公園というのは観光で来た方とは、本当に上街地域、保育園の子どもたち、そして町の子どもたちが行くところであって、本当に雑草がもう生えているということは前に私質問何回もしたことがあるんです。時期的に冬場なんかはそんなに生えないけれども、定期的に執行部のほうからは月に1回か2回しゅうとか言っていましたけれども、草が生える時期を見てせんと、1回2回やっているからという答弁だけではいかんと思うんです。冬は生えんからかもなんやけれども、夏、4月からは、5月、6月、7月という感じで、雨が降るたびに今草というのはすごく生えるので、それを何か見て、これはもう何回も私はもう質問して何回も言っているけれども、本当に何かできていない。

先ほども、上街公園行って現場へ行ってみました。もういっぱい生えています。そして、桜の木も地のほうまで垂れ下がっています。もうあそこのところをもう一回見てもろうて、

何か対処していただければと思いますけれども、執行部の答弁お願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）松葉住民生活課長。

○住民生活課長（松葉早苗さん）すみません。

児童公園のシーソーの話が出ましたので、答弁させていただきたいと思います。

シーソーについては本議会におきまして、補正のほうで撤去の費用のほう予算計上させていただいております。撤去費用で、ごめんなさい、今ちょっと見ていないんであれなんですけれども約15万円までだったと思います。撤去費用のほう請求させていただいています。予算確保いたしましたら直ちに撤去するようにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）草管理の件につきまして、この4月からまたまちづくりのほうが公園担当になっておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

草管理につきましては、シルバー人材センターのほうに業務委託をしまして、年間の中で定期的に草を刈っていただくという契約になっておりますが、議員ご指摘のとおり、この6月以降の夏場の草の生える量に対して、実際草管理に携わっておりますシルバーの人員体制がなかなか追いつかないという現状がありまして、今回も草の処理、管理につきまして業務委託の契約を進めさせていただいて、6月から計画的に刈っていくというところではありますが、実際はなかなか町内いろんな箇所に携わっておりますので、なかなかこちらが思うようにはなかなか草管理が追いついていないという現状があります。

そのあたり、どのように対応するかというところは、非常に草を刈っていただく人員を増やせるかということにもつながってきますけれども、現状なかなか仕事の量に対してのそういう刈る作業を受けていただく人のマンパワーが追いついていないという状況の中で、非常に苦慮しておるところでございます。そのあたりはまた担当課としても、ちょっとシルバーとも相談しながら、対応をしていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）この件については、以前も同じような答弁をしていただきました。それで、シルバーさんに頼んでいると言うけれども、シルバーさんも今ちょっと人材が少ないということをこの前ちょっと言っていたんですけれども、事務所に変わった。言うたけれども、前々回、前回にもずっと答弁は同じ答弁でございます。

シルバーさんだけに、やってくれるから、まあええわじゃなしに、そういうことも何回も言われるはずではなくて、頼んだ、依頼したのにやっているかどうかという現場を見ていくということも必要じゃないかと思います。

6月からはシルバーさんに頼んでやるというけれども、今日見たらもうぼうぼうになっていたの、子どもたちが遊びに行く、県外の人があそこに行く、そうなれば環境美しい村でなくてはいけないので、そのところをもうちょっと真剣に考えていただきたい。これはもう毎回同じようなことを言うているんやけれども、答弁も同じようなことを聞くので、

そういうことはもうちょっと見に行くとか、シルバーだけに依頼するのはいいですけども、しているから、してくれるだろうということではなくて、現場を見てしていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

当然委託を町のほうからさせていただき、ある一定のそういう事業計画、スケジュールもシルバーと町の担当のほうでは共有しながら、できておるかどうかの確認を含めて、意思疎通を図りながら環境整備に努めていかなければならないと思いますので、なかなかその分が不足しているというご指摘はそのとおりでありますので、なお、町のほうも現場の確認、点検もしながら、シルバーと連携しながら対応していければと思っております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん） シルバー人材センターと協議をしながらというんですけれども、やはりそれは密にやって、時期を見ながらそのことを見て、執行部、町のほうからは木なんか、桜も切ったんですけれども、そのときは町の職員もおりました。シルバーさんに頼んでいるからといって、執行部、町のほうからはあそこの現場へ行ったことはあるんですよね。そうしないと、あれを見て、シルバーへ頼んじゅうけいうということだけではなくて、これからは夏休みにもなるし、もう草も生えるので、ぜひ何とか刈って、子どもたちそして皆が来るので、何とか保育園の子どもももう毎日、天気の良いときは毎日ぐらい行っているように感じますので、ぜひそのことをシルバーさんと密に連絡取ってやっていただきたいと思います。

以上で、これで一般質問を終わります。

○議長（岩本誠生さん） 以上で、7番、中山百合さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。15分にしましょうか、45分まで休憩します。

休憩 14：31

再開 14：45

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川裕三さんの一般質問を許します。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） 議長のお許しを得ましたので、1番、吉川裕三、一般質問に入らせていただきます。

高知県は、令和9年度をめどに消防の広域連合を設置し、令和11年に通信指令業務を除く消防本部機能の統合を行う1次統合、令和16年度に通信指令業務を含む全ての消防

本部機能の統合を行う２次統合という手順を踏んで、全県を一つの本部、五つの方面本部とする消防の広域化を目指しております。

これに先立ち、来年６月定例会では、県内各自治体は広域消防参加を前提とする法定協議会参加の可否を問う議決を行わなければなりません。まず、県が進める消防の広域化について、町長自身のご所見についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）資料を配付をしたいと思いますので、ぜひ。

○議長（岩本誠生さん）資料配付の申出がありますので、休憩します。

資料配付のため休憩します。

休憩 １４：４６

再開 １４：４７

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

資料の配付が終わりましたので、答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）１番、吉川議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、資料を配らせていただきましたけれども、この資料を全て説明するとなるとこれは時間が全然足りませんので、参考に見てもらえればということで、実務協議会で配付された資料を議員の皆様配付させていただきました。

ご質問の、町長自身の所見をということでお尋ねいただきました。消防組織法第３３条の第１項、これは都道府県は、ちょっと中身は一部省略しますが、*「当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならない」*という規定がございますけれども、消防組織法第３３条の第１項の２規定に基づきまして、県は今後人口減少が進行する中であっても必要な県内消防力、これは特に現場要員というふうに言われておりますけれども、の確保を図ることを目的として、県一消防を進めてきておるところでございます。

人口減少する中で、特に中山間地域では財政面や人材面などで消防力を維持することが困難になるのではないかと危惧され、広域化により、管理、総務、指令事務などの間接部門を集約して、警防、救急、予防業務等直接部門、現場力を確保するということが示されてきたと、そういう考え方が示されてきたわけでございます。

私も、嶺北消防署の消防長にもお話もお伺いしましたが、人材確保という点では採用、募集してもなかなか近年は応募が少なくなってきたと、また高齢化が進む中で人口は減少しておるけれども、救急の需要はほとんど減少しないというようなことがあるということをお聞きをしております。そうした中で、県一消防になれば、一括で職員募集、職員採用をし、広域的、計画的に配置できて、人材確保につながるというふうに、これは

そういうことにつなげるということを目的としておりますし、一方で、消防署が手薄になったとき、例えば救急車が２台出払ったときに、県一消防になっておったら、他からの応援、他の署からの応援が望めるというのは安心感につながるというような話を、お聞きしたところでございます。

一方で、今嶺北消防署では２交代制でございますけれども、２交代制から３交代への勤務体制や給与の統一など、職員の処遇の問題もございまして、それによって、分賦金、いわゆる負担金も大きく変わってくると、これは増額になるというふうに試算をされておるところでございます。

署所とよく言われますけれども、消防の署や支所での人件費や施設整備、例えば嶺北管内での施設整備を行うときは、その負担はそれぞれ消防署の構成自治体で負担すると、いわゆる嶺北４町村で負担するという、人件費も含めてでございますので、これは一定負担が増えてくる中で、この県一消防になったことによるのメリットをきちんとどこで見いだすのかというのは、正直なところ私もまだまだ、これだから県消防が必要だというふうに言える段階にないように、私は捉えております。

ただ、本町では、嶺北消防ということで消防業務は嶺北４町村で実施されておりますので、本町だけが独自に動くということはこれはできませんので、嶺北４町村と連携して取り組んでいくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）１番、吉川裕三さん。

○１番（吉川裕三さん）説明ありがとうございます。

確かに、先ほど町長が言われたように、県は非常に採用が厳しくなっておるということは言われておりました。先ほどお配りいただきました資料の１３ページの左下には、単独消防と組合消防の採用の倍率の推移ということで、非常に単独消防より組合消防のほうが人の採用が厳しくなっていると、たしか県の担当課長の説明によりますと、小笠原課長でございましたか、室戸消防においては２年連続採用がゼロであって、非常に郡部の消防署は人が採りにくくなっているというふうなことも聞いております。

それではお伺いいたします。

本年１月に、県内３４市町村長を対象とする意向調査が実施されました。この意向調査の問いの２の１に、全県一斉あるいは段階的統合という問いに対して、全県一斉、どちらかといえば全県一斉が２９市町村、段階的統合が２町、どちらとも言えない、３市町となっています。

お尋ねします。

この意向調査には、消防広域化についてそもそも設問に反対という意見がなかったのではないかと。この県の意向調査の設問そのものが消防の統合ありきの設問ではなかったかという疑問が浮かび上がります。言い換えれば、設問が消防広域化について、全県一斉か、どちらかといえば全県一斉、分からないの３択の中から選べば、反対という意見は全くなりません。そういうふうになっているんじゃないかということで、この意向調査の設問

について町長にお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

確かに、議員ご指摘のとおりだろうというふうに思います。私は段階的統合という、最初は方面での統合とか言われておりましたけれども、今は1次統合という言われ方をしておりますけれども、1次統合というのは、統合に方面とか市町村で参加しないというところかあっても、1次統合して、最終的に、先ほど指令システムを含めてという、令和16年という話がありましたけれども、それまでに2次統合です、2次統合は単純に指令システムを含めた統合というんじゃないくて、最終的に県一統合を完成されるというのが第2次統合と私は捉えておるんですけれども、そういうことで、この設問は統合するのであればということでの設問であったというふうに私は捉えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）では、お尋ねいたします。

町長はこの意向調査にどのように回答したのか。2つの設問についてお尋ねいたします。

まず、問い2の1の全県一斉についての町長の回答と、問い2の2、全県一斉統合のタイミングについて、この2問の意向調査についての町長の回答についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

設問は、統合するのであればという設問でございますので、私はもし統合するのであれば、段階的な統合というようなことは現実的ではないんじゃないかというふうに思いましたので、統合するのであればというのを前置きを置きまして、段階的統合よりも全県一斉が望ましいのではないのでしょうかという回答を私はしておりました。

2の2もでしたか、2の2も答えたらよろしいでしたか。

○1番（吉川裕三さん）はい。

○町長（澤田和廣さん）すみません。

2の2の回答は、原文のままということで、③のどちらとも言えないというのを選択をいたしました。

理由記載欄のところでございますけれども、住民の統合合併に対する不安がある中で、議会等での理解を得るためには相当の説明と時間が必要であると感じています。

また、新採消防職員の確保が非常に困難な状況が続くことが予想されています。消防署との意見すり合わせもしておりますので、こういった文言も付け加えております。また、新採職員の確保が非常に困難な状況が続くことが予想されています。統合後の採用試験では現消防署単位での採用試験の実施もという説明もありましたが、それでは現状と変わらなくなりますと。

ちょっと分かりにくいんですけれども、現消防署単位での採用試験の実施もあるんじゃないかと、いわゆる嶺北消防署管内での採用もあるんじゃないかということもこの会で話

が出ていますので、それやったら今の採用試験とは変わらないんじゃないでしょうかということをお私はそのときに思いましたので、統合後の採用試験では現消防署単位での採用試験の実施もという説明もありましたが、それでは現状と変わらなくなります。

また、職員の処遇や勤務体制等によっては都市部への偏在も生じることが懸念されますということで、この2の2につきましては③のどちらとも言えないという回答をしたところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

町長のご所見、意向調査の回答が分かった上で質問をさせていただきます。

県は、消防広域化によって、消防力が向上すると説明しています。しかしながら住民が最も関心を持つのは、県が提案する組織図ではなく、火災や救急時に今までどおりきちんと来てくれるのかという点でございます。

お尋ねします。

消防広域化後においても、嶺北消防署の人員、消防車両数、救急車の配置数、当直体制は現状を維持されると町長は認識しておりますか。県から具体的な説明を現在受けているのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えをします。

職員配置の基本シミュレーションの前提条件、これは案でございますけれども、では、職員の総定数は現行水準を下回らないことを基本とするということになっております。署所、消防署とか支所です、署所数については現状の40署所体制を維持するということになっております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

現在、この実務協議会というのが5月に開催されまして、たしか次回は8月、12月の3回開催されると思いますが、この日程をどうしてそのときにしているのかというのは、定例会の前に実務協議会を持って、議会、住民の代表にきちんと説明をなさいよという意味で、私はこの開催時期を決めたのだということを漏れ伝え聞いております。

しかしながら、現在5月の実務協議会をして、6月定例会前に34市町村で議会に対して説明した市町村が非常に少ないと。それで県は次に考えたのは、9月の高知県の市議会議長会と町村議長会において、この消防広域化についての説明会を行うという話を漏れ伝えております。

お尋ねいたします。

このままでは、住民にこの最も重要な消防力の維持、これが住民の周知を図れないまま、議会にとっても知らないまま、法定協議会設置を来年6月に議決しなければならないというふうな形になる可能性がございます。

町長として、嶺北消防署の体制維持が例えば明文されなければ法定協議会には同意できないというふうな考えはあるのか、その点についてどのようにこの法定協議会の設置についてのスタンスをするのかということについて、現状のお立場、考え方についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）嶺北消防署の体制維持が明文化されなければ、今、法定協議会参加に同意できないという考えはあるのかと。

この実施計画を策定では、先ほど説明しましたとおり、現状の体制は維持するということが前提になるということになっておりますので、それは当然明文化されるだろうというふうに思います。

お手元へお配りしました資料の17ページには、この基本広域化への進め方というところでございますけれども、当然議会と共に情報共有しながらこの論議をしていかななくてはならないし、それから嶺北4町村での連携も図っていかなければならないと、今後も嶺北4町村長で打合せ会議を開くことも計画もしておりますけれども、このスケジュールを見てもらうと、令和9年度の前半となっておりますけれども、嶺北広域化実施計画協議会設置の議決ということがございます。これはその統合に向けた手続を進めていく上での議会の議決になろうかと思います。

その下段には、先行して共同事業として、指令室の共同整備をしますけれども、その共同事業、指令システムの共同整備につきましては、広域連合の設置の議決というのが下段、これは指令システムのことになろうかと思いますけれども、これが令和9年度の前半ということになっておりますので、議会の皆さんと情報共有しながら、これはもう私はこの議案はその段階になったら出さざるを得ないだろうと思いますけれども、精いっぱい、議会の皆様、町民の皆さんにもお知らせしていくということになりますけれども、情報共有しながらこの議案は提出することになるんだろうというふうに思いますが、ただ嶺北4町村で意思統一も図りながら、この問題については取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）県一消防を単につくるというだけであれば特に異議はないんですが、ただ県はスマートシュリンクという言い方をしております。これは賢い、県は縮小という表現を用いています。この表現を用いて、一般の住民の方からすれば、これは将来の統廃合の言い換えじゃないか、スマートシュリンク、賢い縮小というのは将来の、そのときの統合のときの前提で、スマートシュリンク、賢い縮小と言うたじゃないかと、今現状では統廃合はしないと言っているのは、そういうふうな住民の方には不安があるのではないかと。

そこで、お尋ねいたします。

県から、嶺北地域の嶺北消防管内、1消防署1支署、いわゆる署所体制について、将来

的な統廃合は行わないという説明を受けているのかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）現状、先ほどちょっと説明をさせていただきましたけれども、現体制を維持するという説明を受けております。それ以外のことについては説明を受けておりません。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）現在の署所体制については維持するという県から説明を受けているということがございました。

では、次に現在、このお配りいただきました資料の県の試算によりますと、現状、本町の負担額、いわゆる分賦金額が約760万円、現状から言うと、増加すると言われてございます。

お尋ねします。

本町が年間分賦金を約760万円多く負担することで、現在と比較してどのような消防サービスの向上が見込まれているのか、具体的な数値で説明を受けているのかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

760万円、これは広域化による負担額の変化ということで、いわゆる広域連合になったときの職員の負担です。この負担が要りますので、それと指令システムの負担が要りますので、それを試算されたものでございます。よく広域連合へ職員を派遣すると、派遣すればするほど負担金はマイナスになるというふうに言われておりますけれども、人として出す、人材として出すので負担金は減る。私はこれにも、いやいや人材が不足して人材確保せにやいかんということで動いておるのに、広域連合に人を出すことによって負担金は減りますという説明は、それは当然採用したら負担金も、その人件費は負担しなくてはなりませんので、負担は増えますけれども、人材確保が非常に厳しくなるということで話をしておるところなので、広域連合へ人を出せば出すほど負担金はマイナスになるという説明は、それはいかななものでしょうかというふうに、私は会議の中ではそういう話をしたことでございました。

いずれにせよ、広域連合という形を取ったときには、そこへの人件費の負担が構成市町村で負担割合がかかりますし、指令システムについてもそれぞれの負担、ランニングコストも生じてまいりますので、そういった負担が生じてくるということでございまして、この消防サービスの向上、指令システムを導入することは最近、嶺北消防署でも嶺北外からの採用も増えておりますし、今の指令システムは、今回この34市町村で運営しようとしている指令システムについては、嶺北外から訪れた方が携帯で位置情報が分かるので、その地域を把握されていなくても、どこからそういう通報があったのかというようなことも分かるということで、そういった意味でのシステム上、指令システムの活用ということの、

何といたしますか、サービス向上ということについては一部つながることがあるんじゃないかというふうに私は捉えております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）先ほど町長が説明されました分賦金の算定につきましては、執行部からお配りしていただきました資料の 24 ページに出てございます。町長が申されましたように、高知市、南国市は本部に多くの人員を出すので負担額が減っていると、人を出していない各市町村については負担が増えていると、特にここで気になるのは、何でじゃ、香南市が 2, 500 万円も増えているのかという話がございまして、香南市は実はこのシステムが非常に安いシステムを入れているので、全県的なシステムに合わす場合についてはちょっと負担額が増えるという話が先日ございました。

このシステムについてでございますが、お配りいただきました資料の 8 ページを皆さんご覧ください。

そうすると、高知市消防局が左下にございまして、右上に南国市消防本部ということでモニターがございまして。そうすると右下に嶺北の消防署の写真がありますと、モニターじゃなくて、目の前に電話機が 6 台、7 台でございまして、それで救急車があつて、説明によりますと、この左側にあるゼンリンの住宅地図で地図を描いて救急隊員に渡していると、システムが入っていないんで、システムが入っていないところについては、千葉市消防局の写真がその次のページにございまして、現在の消防システムでは固定電話でかけていただきますと、その住宅の家が確実に分かると、それで、携帯の GPS 機能があれば確実に入っていなくてもその付近まで消防車と連携してナビが誘導していけるようになります。そういうふうなシステムが入っていないのは、システムの負担が増えるということでございましたが、ただ負担増が、増えるだけでその効果が示されていないのであれば、住民の皆さんに対して説明は非常に難しいと考えます。

例えば町長は、費用対効果が示されていないのであれば、来年 6 月の法定協議会設置の議決は難しいと考えないか。また、この負担額、いわゆる県の言う分賦金の内訳について、今後、法定協議会議決の前にどういう内容で分賦金を本町は負担するのか。その内訳についても我々議会に対して説明を行うべきであると考えますが、その点についてのご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）当然、議会と情報共有をしながら、この問題については当たっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、分賦金のことにつきましても情報共有してまいります。

この 760 万円プラス 2 交代なのか、3 交代制なのかというような問題、それから給与の統一の問題も関わってきます。そうなってくると 760 万円では収まらなくて、処遇改善とか処遇の統一とかということを考え合わせると、もっと大きな分賦金、負担金が必要になってくるということでございますので、その負担金を出してでも県一にして、人材確

保をし、消防を運営できるのかということについては、これは本当に悩ましいところがあると、正直なところ、私の思いがございます。

繰り返しになりますけれども、本山町の単独で消防を運営すると、消防組織法第6条でしたか、にはその自治体の責務がございますけれども、なかなか現状で、本山町単独で消防を行うということはなかなか難しいというような感がございますので、これは嶺北4町村でも連携を図りながら、この問題には当たっていかなくちゃならないだろうというふうに思いますが、いずれにせよ、議会と情報共有しながら、二つの議決をいただかなくてはなりませんので、それまでには議会の皆様にも私が理解している範囲、それから方面部会とか実務者担当者会とかいうのが副町長、それから総務課長が出席して細かな打合せをしていきますので、そういった情報については議会と情報共有してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

広域化後、本町の人口3,000人の自治体にとって、11万人規模の中央東方面本部に参加することになります。その中において、本町の意向が反映される仕組みについて県からの説明は受けているのか。また、現在の嶺北消防本部であれば、町長は直接運営に関与することができますけれども、しかし広域化後は本町の意向より人口の多い自治体の意向が優先される可能性もあります。

今後、町長は本山町、また嶺北管内の4市町村の発言権を今後どのように担保するのかについての考え方について、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 15:15

再開 15:19

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

34市町村で、これは仮定でございますので、全市町村、それから消防署が県一に加わるのかということはまだ確定していないので、これは確定した話としては言えませんけれども、県一の消防署をつくったときに、それは方面隊、いわゆる南国、香美、香南、嶺北で、それが1人と、34の何といたしますか、議会になるんですか、それは1人が出てくるというようなことになっておりますので、案ですけれども、なかなかそれぞれの市町村の意向がどこまで反映するのかというところは、課題があると私は捉えております。

ただ、方面隊というんですか、先ほど言いました南国、香美、香南、それから嶺北、こ

の組織では関係市町村全員が加わった組織が出来上がりますので、そこで話をいろんな嶺北では嶺北の課題を提案をし、それが34市町村で県一になったときにその場にまた持ち上がってもらおうというような、そういう何といいですか、段階的な関わり方になって、直接的にということは、それぞれの市町村の声が直接的に全体の会に上がっていくということは場としてはなかなかないんじゃないかなと、方面隊単位での協議が重要になってくるというふうに私は承知をしておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

県は平時の効率化を中心に現在説明してございますが、本山町にとって最も重要なのは南海トラフ地震の発災時の対応だと考えます。

お尋ねします。

広域化において、南海トラフ発災時の初動体制、指揮命令系統、応援部隊の投入はどのように改善されるのか。現在の嶺北消防本部体制より優れたことを示す具体的な説明資料等は検証されているのか。また逆に懸念されるのが、大規模組織化によって意思決定が遅れる懸念はないのか。沿岸部の香南市、南国市に救援の人員が割かれ、初動体制が遅れるということにはならないのか。その点について町長の認識をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

すみません、ちょっと答弁があいまいで、先ほどの少し補足しておきたいと思います。

方面消防本部管理運営協議会というものが設置されて、方面隊のほうで、構成は各方面管内の市町村長というふうになっておりますので、そこで構成市町村の関与が出てくるというふうに思っております。

先ほど質問のありました広域での連携の在り方でございますけれども、私は、県一でそれぞれの署所の機能を落とさないということで進められておるということを前提にしますと、まず嶺北消防署の管内での南海トラフ地震等大規模災害が起こったとき、それぞれの署管内での活動が最優先されるというのは、これはもう当然そうならないと県一になって応援して地元が手薄になるということは、大規模災害のときなどは、それはあってはならないというふうに考えております。その後の広域の応援というのは、それぞれの署、支所、署での対応をした後に方面隊、場合によっては全県になりますけれども、応援が必要な場合には応援体制もしかれるものだろうというふうに私は考えております。

○議長（岩本誠生さん）吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）本山町、この嶺北消防署管内は単なる広域消防の消防広域化の受け手になるだけではなく、南海トラフ地震発災時の嶺北地域、高知県の防災拠点を目指すべきではないかと私は考えております。

これからの以下の質問は、南海トラフ地震対策についての大項目3番の質問と重複する点がありますが、ここまでの消防広域化と併せて質問をさせていただきたいと思います。

私は、消防広域化そのものに賛成反対を申し上げているわけではありません。重要なのは本山町、嶺北消防署が何を守り、何を得るかという視点にあります。

本町は、人口規模では小規模自体ではありますが、地理的条件に目を向ければ大きな可能性がございます。本町は南海トラフにおける津波被害を受けない地域であり、高知自動車道に隣接しており、県中央部に位置する交通の結末点でもあります。

私は消防広域化の議論を単なる組織再編に終わらせるべきではなく、南海トラフ地震発災時における高知県の、消防対応体制の再構築として捉えるべきではないかと考えております。

現在、県は消防本部の統合を進めていますが、その先にある姿は何でしょうか。私は、本山町が嶺北地域の消防、救急、救助活動の後方支援基地となり、さらには高知県内陸部における災害救助活動のベースキャンプ機能を担うべきだと考えております。つまり、南海トラフ地震発災時、沿岸部に対する后方支援基地であり、県外からの受援拠点として位置づけるべきではないかと考えます。例えば緊急消防援助隊の集結拠点であり、自衛隊の活動拠点であり、DMAT等災害医療チームの活動拠点、支援物資の集積及び配送拠点、燃料や資機材の備蓄拠点としての機能を整備することで、この本山町及び嶺北地域は県全体の防災力向上に大きく貢献できる可能性がございます。その意味で、本山町、嶺北消防管内は単なる広域消防の受け手ではなく、高知県防災体制を支える重要な役割を担う地域になるべきではないかと考えております。

最後に町長にお伺いします。

町長は消防広域化の協議に当たり、一つ嶺北消防署の消防力の維持、二つ目が嶺北地域の消防署所の体制の維持、三つ目が本山町の意見が反映される仕組みの確保に加え、本山町を南海トラフ発災時における嶺北地域及び高知県の后方支援拠点及び県外からの受援拠点として位置づけることを県に対して提案して、広域化の条件として求める考えはないのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）もうこれは大事な提案だというふうに思います。

県全体でもって今施設整備は、県は案では自賄いという言葉を使いますが、嶺北で施設整備したものは嶺北で負担してくれと、人件費も一緒だという話がありまして、どこに県一、人材確保という面とそれから広域での応援体制での安心感という話を先ほどしましたけれども、そういうものはあるということはありませんけれども、メリット・デメリットに非常に私自身は考えるところがございます。

しかし、これはもう本当に繰り返しになって恐縮ですけれども、嶺北、本山町単独でそれを運営していくことは非常に難しい中で、嶺北広域行政事務組合の中の消防として今までやってきておりますので、4町村での連携は非常に大事と。こういう中で、后方支援の在り方、これは私はずっとこの間その発言をいろんなところで、嶺北地域というのは内陸にあって、后方支援という役割もあると私は考えておるといふ発言をずっとしてきました。

ただ、実施計画の中にそれを反映させるというところ迄の発言はしておりませんので、そういったことは今後考えたいと思いますけれども、まずは嶺北地域の皆さん、それから本山町は本山町の住民の皆さんの命を守ることが最優先されますけれども、それから復旧にあたり、復興にあたると、それはなりわいも含めてですけれども、そういった取組がまず優先されますけれども。

それと併せて、この嶺北本山町は内陸にあるものとしての病院があり、そういった受援体制も含めて、国道３２号線、それから高知自動車道、これは大規模災害でどういう環境になるか分かりませんが、少なくともそういった国道、それから国道４３９号が背骨と言われている道路がある中で、私は後方支援という、東日本大震災を見ても、内陸部の役割というのは非常に大きかったということは教訓として言われておりますので、そういう意味での役割がこの嶺北本山町にはあるというふうに考えております。

そういったことも、この県一消防するに当たって、本山町にそういった備蓄基地やら受援体制をできる施設を全県的な費用で負担して、嶺北で造ったものは嶺北で負担せよというようなことではなくて、そういうことで整備をしてもらえるのかどうかと、してもらいたいということについては発言の機会がまだまだあると思いますので、そういったことについては発言をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）１番、吉川裕三さん。

○１番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

大項目２番目は、庁舎管理と庁舎利用のルール化という観点から質問をさせていただきます。

現在、本町には庁舎管理規則またはこれに類する規定が存在しているかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）１番、吉川議員の庁舎管理規定の質問にお答えをいたします。

本町におきまして、庁舎管理規定そのものは現在のところ制定はしておりませんけれども、服務規程第１０条におきまして、庁舎内外の清潔保持や執務環境の改善に努めなければならないというふうに規定をしております、これを基本に運用しているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）１番、吉川裕三さん。

○１番（吉川裕三さん）それでは、お尋ねいたします。

現在、庁舎内の掲示物、国旗掲揚、各所の機関紙や新聞の購読、庁舎施設の利用などについてどのような根拠に基づいて運用しているのか。また庁舎運営においては公平性、透明性、説明責任が求められます。庁舎は町民共有の財産であり、その利用や管理について

は客観的なルールが必要だと思いますが、その点についてのご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

庁舎内の掲示物や施設利用等につきましては、これまでの運用実績や他自治体の取扱いも参考にしながら対応してきております。慣例、慣行ということにはなるかというふうには思います。

そして次の質問にありました件でありますけれども、庁舎は町民共有の財産であり、その管理運用におきましては、公平性、透明性、説明責任の確保が重要であるというふうに、議員と同じ考えであります。日常的な運用につきましては、これまでの慣行により円滑に対応できている面もありますが、提起をいただきましたので、今後研究もしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）例えば、現在掲揚されている国旗掲揚についてお尋ねいたします。現在の庁舎が新築され開庁した折に、複数の住民の方から、この庁舎に国旗掲揚台がないという指摘を受けまして国旗掲揚台を設置し、現在役場庁舎に国旗及び町旗が掲揚されております。しかしながら、その実施根拠は法令なのか、条例なのか、規則なのか、慣例なのか、いずれなのかという疑問がございます。

また、一例として、毎年6月に土砂災害防止月間の横断幕を掲示してございます。その例えばこの横断幕、毎年横断幕掲示していますが、その実施根拠となるものはあるのかどうか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）国旗掲揚につきましては、法令上の義務はありませんけれども、多くの自治体で慣例として実施されているもので、本町も同様の扱いをしておるところであります。

次に、土砂災害防止月間の横断幕につきましては、国土交通省などが全国的に実施をしている防災啓発の取組でありまして、町民の防災意識の向上や日頃からの備えなどを目的に実施をしておるものであります。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）慣例による運用であるのであれば、将来担当者が代わりまして判断が変わる可能性がございます。行政運営の継続性確保の観点からも、例えば国旗掲揚の基準、その他例えば横断幕、そういうふうなことに對して規則を設け、明文すべきではないでしょうか。また、役場庁舎が住民全体の共有財産であり、行政運営において政治的中立性が求められる場がございます。その認識に立つならば、庁舎内で配架される刊行物、機関紙、広報紙等についても公平性と説明責任が設けられると考えられます。そうした場合に、役場庁舎内の例えば購読、配架されている新聞、業界紙、政党機関紙、労働団体機関誌、その他団体発行物についても選定基準があるのかどうか、その点について2点、お

尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）先ほど議員がおっしゃいましたが、慣例、慣行等で実施をしているものにつきましても、変更やまた新たな取組などについては当然庁内で協議をした上での判断になっていくのではないかというふうに考えております。

現時点では、公益性や行政目的の整合性などを踏まえて個別に判断をしております。明文化についてはどこまでを明文化するのか、また他の規則等での対応が可能ではないかなどの研究をしていく必要があるというふうに考えております。

次の質問にありました、政治的中立が求められている場所であるのではないかという、庁舎がそういう場所であるのではないかという質問がありましたけれども、私もそのように考えております。地方公務員は全体の奉仕者であり、特定の政党や政治目的のために職務を利用してはならないというふうにされております。また、住民の皆様には等しくサービスを受ける権利を持っておられます。中立性を保つことで意思決定などの透明性と公平性が確保できるものであるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）つまり現状では、行政として統一的な基準がないまま、個別判断で運用されているということでした。

現在、全国の自治体では、職員への機関紙勧誘や庁舎内活動について、政治的中立性の確保、職員の勤務環境の保護、ハラスメントの防止の観点から、ルール整備が進められています。例えばそういうふうな職員が断りにくい立場に置かれることや組織内で心理的圧迫を受ける等について、今後町として配慮が求められると考えます。私は特定の機関紙や団体を問題視しているのではございません。問題としているのは、現在庁舎管理の基準が存在せず、根拠不明なまま個別判断で運用していることが非常に不明確な状態であるということに対して、指摘してございます。誰もが分かる明確なルールを作成する必要があるのではないのでしょうか。

ここで提案させていただきます。

庁舎管理規則または庁舎管理要綱を制定し、国旗掲揚基準、掲示物掲出基準、新聞及び機関紙等の購読基準、庁舎内配布物の取扱基準、庁舎の利用基準、職員への勧誘行為に関するルール等を明文化すべきと思いますが、その点ご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）議員がおっしゃられました、職員が心理的に圧力を受けることなく、安心して勤務できる環境の保護というのは、私は大変重要だというふうに思っております。職員が相談しやすい体制、環境など、働きやすい職場づくりに努めていくことで、職員の意欲向上と、住民サービスにもつながっていくのではないかというふうに考えておるところであります。

提案をいただきました庁舎管理規定、要綱等の制定につきましては、庁舎管理の透明性

や公平性の確保、職員の勤務環境の保護などから、一定の意義があるものではないかというふうに認識をしておるところであります。

一方で、実務とのバランスも考えることが必要ではないかとも考えております。慣行慣例等で十分機能しているものも現実にあるというふうにも考えておりまして、今後、他の規則等での対応で可能なものもあるというふうにも考えておりますけれども、議員おっしゃいましたような庁舎管理規定についても、今後研究をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）では確認させていただきます。

現在、本山町には庁舎管理規則、またはこれに類する包括的な管理規定は存在していないと。国旗掲揚、掲示物管理、刊行物の配架、庁舎利用についてはそれぞれ個別の判断で、従来からの慣例によって今後管理していくという認識でよろしいのか。

また現時点では、今後の庁舎管理規則やそれに類する要綱については、研究はしていくけれども、新たに制定する考えはないという答弁でよろしいかの確認をさせていただきます。いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

当町には今現在、庁舎管理規定というもので明文化されたものではありませんけれども、現在の規定で対応できておるところもありますけれども、制定するしないも含めて研究をしていくということであります。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）分かりました。ありがとうございます。

では、次に、役場庁舎敷地内における喫煙場所の確保について質問をさせていただきます。

本山町役場では、健康増進法の趣旨を踏まえて、庁舎敷地内禁煙としているものと認識しています。受動喫煙防止の取組は重要であり、その方向性を否定するものではありません。また、本質問は喫煙を推奨するものでもありません。受動喫煙防止の徹底と周辺環境への環境低減をどのように両立させていくかという観点から質問をさせていただきます。

全面禁煙とした場合、来庁者や職員は敷地外へ移動して喫煙することとなります。周辺道路や近隣施設への喫煙が発生すること考えられます。結果として煙や吸い殻の問題が役場周辺に分散し、かえって地域住民や来庁者への影響が生じる可能性もあります。また、職員についても敷地外への移動が必要となり、労務管理や安全管理の観点からも課題があるのではないかと考えます。

そこで、伺いたいします。

現在の庁舎敷地内禁煙について、町としてどのような効果と課題を認識しているのかについてお尋ねいたします。

二つ目、庁舎から十分距離を確保し、受動喫煙が生じないように管理された屋外禁煙スペースを設置することについて検討する考えがないのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）吉川議員の庁舎の敷地内禁煙の状況の質問についてお答えをいたします。

まず最初に、本町の状況について述べたいというふうに思います。平成30年の健康増進法改正により、学校、病院、行政機関の庁舎は第1種施設に位置づけられました。これは先ほども言いました法の第28条になっております。原則敷地内禁煙となっておることから、その平成30年のときから嶺北中央病院、そして庁舎、プラチナセンターなどの施設を敷地内禁煙としてきました。現在の役場庁舎は敷地内禁煙、職員については勤務時間内も禁煙としております。なお一定の条件を満たす特定屋外喫煙場所を設置した場合、来庁者の喫煙は可能となりますけれども、本町では設置をできておりません。

その中で、質問のありました効果と課題でありますけれども、敷地内禁煙は受動喫煙の防止や職員、来庁者の健康保持、さらには行政としての健康づくりの姿勢を示す上で一定の効果があるのではないかというふうに認識をしております。

一方で、来庁者の利便性や喫煙者への配慮といった課題があるというふうに考えております。

次に、質問のありました屋外喫煙スペースの設置でありますけれども、これまで庁舎敷地内の一部において来庁者の動線から離れた場所に屋外喫煙場所を設け、分煙に努めてきたところでありますけれども、庁舎内、とりわけ2階、3階におきまして煙や臭いが感じられるとの意見が寄せられるなど、受動喫煙が認識されたところであります。またこうした状況や望まない受動喫煙の防止を基本理念とする健康増進法の趣旨を踏まえ、職員等の健康管理を最優先に敷地内全面禁煙としたものであります。

議員指摘のとおり、喫煙される方への配慮も必要であると認識をしておりますけれども、屋外喫煙場所については周りの状況や受動喫煙防止の観点から、敷地内での灰皿設置のみでは対応できないことや来庁者の駐車場からの動線から離れていることが条件というふうになっております。煙や臭気の流出を防止するためにはフィルターつき換気設備を備えた特定屋外喫煙場所の設置が必要となり、多額の費用や維持管理の課題があることから、現時点では庁舎敷地内への設置は困難であるというふうに考えておるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）町は喫煙場所を設置しないということでございます。

それでは、町として喫煙者はどこで喫煙することを想定しているのかをお尋ねいたします。庁舎利用者の中には高齢者や長距離運転を伴う来庁者もおります。また職員についても一定数の喫煙者が存在するものと思われます。喫煙場所を設けないということは事実上

周辺道路や近隣民有地での喫煙を容認することにつながりかねません。受動喫煙防止を理由として敷地内から排除した結果、周辺住民へ負担を転嫁することになれば、本来の行政目的に反するのではないのでしょうか。受動喫煙を目的として敷地内禁煙を実施した結果、喫煙行為そのものが周辺道路や近隣施設に移動し、住民や民間施設への負担を転嫁することになれば、行政としての管理責任を果たしているとは言えません。

重要なのは、喫煙者を排除することではなく、喫煙による影響を適切に管理することではないのでしょうか。その観点から、受動喫煙防止と周辺環境保全を両立させる手段として、管理型喫煙スペースの可能性について改めて検討する余地はないのか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

質問のありました喫煙者の行動をどのように想定しているかというような質問だったと思うんですが、本町といたしましては、喫煙される方につきましては法令の趣旨や周囲への配慮を踏まえ、適切な場所において喫煙をいただくものと認識をしているところであります。周辺の配慮でありますけれども、やはり近隣の方々へのご迷惑とならないようにすることが必要と考えております。現時点におきましては重大な支障が生じているというような認識はしておりませんが、引き続きそういう情報把握には努めていかなければならないというふうに考えております。

特定の喫煙場所の設置でありますけれども、現時点ではこの限られた敷地の面積の中、それから周りの環境状況等考えますと、先ほど言いましたように、煙や臭気が外に漏れない対策がどうしても必要であります。そういうことがありまして現在設置をようしておりますけれども、今後、喫煙される方の配慮ということもありますので、そういうことも今後は考えていかなければならないというふうには思いますが、現時点では厳しい状況があるというふうに判断をしております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）次に確認したいと思います。

本山町は、地方たばこ税の交付を受けております。

お尋ねします。

直近年度における本町の地方たばこ税収入はいくらであったのでしょうか。また、町長はたばこ税という形で税を負担している住民もいる中で、受動喫煙防止を図りながら、喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した環境整備について、検討する必要はないというお考えでよろしいのでしょうか。

私は決して喫煙を推奨するものではございません。しかし、税収を受ける一方で喫煙に対する環境整備は一切検討しないということになれば、行政としての説明責任が求められると考えますが、その点、町長のご所見はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）たばこ税は令和7年度決算額で1,580万円となっております。

私タバコ吸いませんので、喫煙者の権利をというたばこ税を徴収しながら、これは地方税でございますので、徴収しながら喫煙者に対する配慮がないんじゃないかというご指摘、これはちょっと答弁に困っておりますけれども、今、庁舎内での禁煙というのはこれは徹底しておりますし、敷地内でもこの4月から庁議で論議をしまして徹底をしたところでございます。当然病院敷地はこれはもうこれはできないということになっていきますので、それはこれは論を待ちませんけれども、庁舎敷地内については禁煙といたしてきたところでございます。

ご指摘の件につきましては、そうしたら、たばこ税を活用して喫煙環境をどう整えるのかというご質問だろうというふうに思いますので、ほかのいろんなイベントなんかでも敷地の片隅で、この庁舎では禁煙としておりますけれども、場合によっては、他の施設ではそういった一定便宜上、箇所を定めて喫煙を認めておるところもありますけれども、これは喫煙に対する手だてについてはちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）一方では、昨年度の税収が1,580万円、たしか今から8年前だったと思いますが、3月議会の予算計上のときに、細川住民生活課長、女性のほうのときに1,200万円という予算が増えたんです。計上されて、何で前年より100万円以上たばこ税が増えるんだという話をしたことがございます。そうすると、本町にコンビニができる予定になるから100万円ぐらい増えると、それが本山町の町民の中では恐らくその8年前から喫煙者が減っていると思います。しかしながら、たばこ税収は増えていると。ですから、この丸々本町に1,580万円という納税している、少なくとも本山町のたばこ販売店で買っている住民の方、また関係人口がいるということに対しては、やはり一定の配慮をする必要があるんじゃないかということを申し述べまして、私のこの2番目の質問は終わらせていただきます。

3問目に移らせていただきます。

南海トラフの地震対策につきまして、南海トラフ地震は駿河湾から日向灘にかけての広大な震源域で発生するマグニチュード8から9クラスの高溝型巨大地震でございます。その特徴は広域災害であること、沿岸部においては甚大な津波被害が想定されること、そして長時間にわたる強い揺れがあるということが特徴でございます。一方、本山町は内陸部に位置し、津波被害は想定されておりませんが、震度6強から震度7クラスの揺れや土砂災害、道路寸断、孤立集落への対応が重要な課題となります。こうした本山町特有の災害特性を踏まえながら質問を進めてまいります。

以前から、町内の二つの小学校で実施されている防災教育の成果を本町の防災に活用できないかについて提言を行ってまいりました。本町の小学校では長年にわたり防災学習が行われております。児童たちは地域を歩き、危険なブロック塀、増水時に危険となる水路、避難上の課題などを実地に調査しております。私はこの学習成果は単なる教育活動にとどめるべきではなく、地域防災計画や自主防災組織の活動に反映させるべきではないかと考

えております。

そこでお尋ねいたします。

これまで蓄積されてきた防災学習の成果を、本町の防災施策へどのように活用していくのか。また今後、地域防災計画や防災マップへの反映を検討する考えはないのか。数年にも及ぶ継続した地域の実地調査は、コンクリート塀の危険性の指摘や大雨で氾濫が披見される水路についても言及されています。過去数年に及ぶ防災学習の成果を地域の防災に活用すべきだと考えますが、その点いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）1番、吉川議員の質問に対し答弁を申し上げます。

南海トラフ地震対策、地域の防災マップの活用についてでございますが、議員もおっしゃいましたように、町内の小学校ではこれまで防災学習として、総合的な学習の時間を使って地域の防災マップの作成、避難場所での必要なものなど調べてまとめ、防災学習の成果として地域へ配布を行うとともに学習成果の発表、こういったものを続けております。現在の小学校の教育副読本には安全マップ、防災マップも載せており、継続して学習は分かるようにそういった取組をしております。

提案のありました対応可能なことにつきましては、その都度対応もしてきましたし、今後もできる対応についてはしていきたいというふうに考えております。

地域で防災学習をすることにより、児童の防災意識が高まり、自分たちの地域の防災を学び、より知ることは生きた学習であり、自分事として捉えることができます。児童が学ぶことで家庭でも防災意識が深まり、地域の防災意識の向上に結びついているというふうに思います。

議員からもお話がありました、地域の防災に活用することは大事であると思います。これからも学校で学んだ防災教育を家庭で語り、地域の避難所で実践することで地域の防災力を高め、地域の防災活動に主体的に参加することで、将来の地域防災を担う人材の育成に結びつくものと考えます。

防災学習は学校だけでなく、家庭、地域と連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、消防広域化と南海トラフ地震の後方支援、受援拠点についてお尋ねいたします。

私はこれまで一般質問におきまして、南海トラフ地震発災時に本山町が内陸部の災害支援拠点として機能し得るのではないかと提案をしてまいりました。県が進める消防広域化は平時の人材確保や組織運営の効率化のみならず、大規模災害時における消防力の強化も目的の一つとされております。

そこでお尋ねいたします。

県が進める消防広域化の中で、本山町は南海トラフ地震発災時において人員や物資の集積、中継、派遣を行う後方支援拠点及び県外からの受援拠点として位置づけられているのか。またそのような議論が、県の消防広域化における実務協議会等でなされているのかについて、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

現状、実務協議会でこの後方支援、嶺北地域が、本山町も含めてですけれども、後方支援の基地となると位置づけるということについての論議は、私の記憶の中では現状で論議をされておりません。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）消防広域化は、令和16年度に全県統合を目指す極めて大きな制度改革です。消防広域化の議論は重要ではありますが、組織統合の議論と並行して、南海トラフ地震発災時における実践的な運用体制についても議論を深める必要があると考えます。本山町は津波浸水区域ではありません。また、高知自動車道により県外からの緊急消防援助隊や自衛隊等の進出拠点としても活用できる可能性があります。

そこでお尋ねします。

町長は、本山町が南海トラフ地震発災時における消防、救急、救助部隊の後方支援基地及び県外からの受援拠点としての重要な役割を担うべきと考えるか。またその考えを県や実務協議会に提案する考えはあるのか、ないのかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

まず一つ、先ほどの消防の広域化の県一消防の関係で答弁しましたとおり、実務協議会でそういった発言ができる場面があれば、発言していきたいというふうに思っております。私は、この内陸にあるこの嶺北地域、そして本山町では当然医療機関などもございますし、この東日本大震災などの教訓を踏まえたら、この本町は内陸地にあるということでの後方支援の拠点になるというふうに考えておるところでございます。

想定される南海トラフ巨大地震であれば、最大クラスがレベル2になると、本町も甚大な被害が想定をされます。そういう意味ではまず町民の皆様の命をつなぐ、よく言われますけれども、そして生活を立ち上げると、このことを優先することはもう大前提になります。その上で高知県の中央北部、北の出入口として高知自動車道や国道32号線、そして国道の439号線、それから本町にはヘリポートもあります。時間的な経過によっては私は後方支援ということが考えられるというふうに思っております。

時間的な変化は当然ありますけれども、支援物資の集積や仕分、それから要望に応じた被災地への輸送とか、救助隊、先ほどDMATの話もありましたけれども、自衛隊や医療チーム、ボランティアなどのベースキャンプ、そういった後方支援としての大きな役割を

果たすと、私はこの嶺北地域、それから本山町はそういう役割があるというふうに思っております。

そうしたことで、そのためにも本町では中山間地域の事前復興まちづくり計画を今年から、ちょっと複数年かかると思っておりますけれども、その取組も進めておりますけれども、そういったところでも内陸部にある、位置する中山間地域としての役割ということも住民の皆さんともそういう情報共有とか、意思統一という表現が正しいのでしょうか、そういったこともしておかなくてはならないんじゃないかなというふうに思いますが、いずれにせよ、この内陸地にある地域としての後方支援拠点ということについては、今までも県の防災担当者との協議の中では、本町にはそういう役割があると考えているということを常々発言をしまいつてきたところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 仮に本山町が後方支援拠点となるのであれば、例えば役場庁舎の周辺とか帰全公園の周辺、本山さくら市の周辺、吉野運動公園、町長も言われましたヘリポート等を活用しました物資集積基地や広域応援部隊のベースキャンプも十分可能であり、整備もする必要があると思いますが、整備も考えられると思います。

お尋ねします。

本町は現在、南海トラフ地震発災時において、広域消防応援部隊、緊急消防援助隊、自衛隊、DMAT等の災害派遣医療チーム当の受入れを具体的に想定した計画を有しているのか。また、消防広域化の議論と併せて、本山町を嶺北地域の災害対応拠点として位置づけるよう県へ要望する考えはないのかについて、2 点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

現状で、応急基地の配置計画では、後方支援に対する位置づけができておりません。先ほども言いましたけれども、事前復興まちづくり計画などでも論議を進めていきたいというふうに思います。

それから、本山町嶺北地域の災害拠点として位置づけるよう県に要望する考えはないか。これは今までもしてきておりますし、今後も当然してまいりたいというふうに思っております。

それと併せて、いろんな医療の立上げ、これ本当に例えば嶺北中央病院で本山町の住民の方を受け入れたときに、そうしたら避難所での体調が悪くなる方とか、いわゆる災害関連で体調崩される方なんかもおりますので、そういう意味では多分嶺北中央病院は病院での対応が手一杯になると思いますので、そういった避難所での対応をどうするのかということについては、医療の応援態勢でそういったところをカバーしてもらうということが非常に重要であるというふうにお伺いしました。なるほどなと思いました。避難所で体調が悪くなったと、病院のほうで何とか対応してくれと言われても手が回らないという意味では、病院の何といいますか、オーバーワークにならないためにも、そういった医療支援体

制が非常に重要だということでございます。

そういう中で、やはり日頃にそういった医療応援のいわゆるDMATの方とか、そういう方々と連携を図っておくことが非常に重要であるということをお伺いしたことがございます。日頃にそういう連携を図っていたら、いち早く本山町で医療体制がこういうふうになっているので、支援をお願いしたいという連携が図れますけれども、能登の地震のときもそうですけれども、そういう連携を図っている自治体とふだん連携が図られていない自治体では大きな差が出たと、医療体制についてですということもありますので、そういう意味では何らかの形でそういった医療の応援組織、DMATとか、そういったところと連携を図れることに、平時に取り組んでおかないといかんのじゃないかなというふうに、私は思っておるところでございますし、そういう意味でいろんな研修をするときに、そういう皆様に災害地での活動などについて勉強する中で、そういう連携を持っていくということをしておかななくてはならないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） ぜひ、本町を南海トラフ発災時の防災拠点、受援拠点としての整備をするように、強く訴えていただきたいと思います。

次に、大原富枝文学館の南海トラフ地震対策と今後の在り方について質問をいたします。

大原富枝文学館は昭和27年に建築された旧簡易裁判所を再活用した施設であり、単なる公共施設ではなく、本町の歴史や文化の記憶を今に伝える大変貴重な建築物であります。

一方、近年南海トラフ地震への備えを理由として、建て替えの必要性についての議論もあると承知しております。しかしながら、私は直ちに全面建て替えを前提とするのではなく、現在の建物を可能な限り保存活用する方向で検討すべきではないかと考えております。

まず、本町における南海トラフ地震の被害想定についてであります。本町は沿岸部とは異なり、津波による直接被害が想定される地域ではありません。また今回問題になっている建物は活断層直上型の直下型地震を想定する施設でもありません。建物の安全性確保は当然必要であります。しかし、その判断は建築年次のみではなく、耐震診断結果や建物の実態に基づいて行われるべきであります。私は全面建て替えと部分耐震改修の双方を比較検討し、費用対効果や文化的価値も含めて、総合的に判断すべきであると考えます。

次に、施設利用実態についてであります。入館者数は令和5年度に3,767人、令和6年度に1,893人、令和7年度に2,798人という実績があり、推移しております。大規模集客施設とはその性格が異なっております。学校や病院、大規模庁舎のように多数の利用者が常時滞在する施設であるとは言えません。そのような中で十数億円規模ともなり得る全面建て替えについて、果たして十分な費用対効果があるのか、冷静な検討が必要であります。

特に、安全確保が必要とされる常駐職員3名の執務空間を中心に部分耐震改修、落下物

対策、避難動線の確保など、現実的かつ重点的な安全対策を講じることで、施設全体を存続活用する道は十分可能であると考えております。

また、この建物は単に文学館という機能だけではありません。旧簡易裁判所としての歴史性、昭和建築としての地域文化資産性そのものに意味があります。建て替えによって、その歴史性は失われ、全国どこにでもある新しい公共施設となってしまう懸念があります。人口減少、財政制約の時代において、新築偏重ではなく、今ある公共施設をどう安全に長く使うかという視点が重要であります。

そこでお伺いいたします。

一つ目が、大原富枝文学館について、町として全面建て替え以外の選択肢、例えば部分耐震改修による存続活用についてどのように検討されているのか。二つ目が、建物の文化的歴史的価値についてどのような評価をされているのか。三つ目が利用実態や財政負担を踏まえた場合、全面建て替えの費用対効果についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁を申し上げます。

まず、全面建て替え以外の選択肢の件でございますが、議員もおっしゃられましたように文学館は昭和27年に建築された新耐震基準に適合されていない施設であります。これまで、平成23年度において大原富枝文学館の建築状況調査をしております。その時点では、建物の建築状況を調査し、内容は全体的にクラックと劣化、破損箇所が多く見られる。また、一般診断法によりまして簡易な耐震診断の結果は倒壊する可能性が高いというふうになっております。改修を行う場合は、耐震強度に合った改修が必要となるため、精密な耐震診断をし、耐震補強が必要というふうな内容でございます。

今回、大原富枝文学館の活用を検討に当たり、耐震補強を具体的に検討するに当たって、大原富枝文学館の耐震に関する調査について専門事業者に委託を行いまして、耐震補強が可能であるか、可能であればどのような耐震補強をするのかなど、耐震調査の具体的な方法や調査にかかる費用、実施に係る課題等について整理を進めていきたいというふうに考えております。その耐震化調査を含めた課題整理を行いまして、建物の保存や活用について協議、計画をしていきたいと考えております。全面建て替え、例えば部分改修、そういった判断もその他も含めまして、方法など方針あるいは計画を決めていきたいというふうに考えております。

続きまして、建物の文化的歴史的価値についてでございますが、建物は昭和27年5月に完成し、75年近くが経過しており、耐震基準を満たしておらず、また建物の構造等を示す資料もないという課題があります。一方で建物の形状は簡易裁判所の最初期から昭和30年以内に建てられた共通した意匠的特徴を有しており、裁判所が持つ権威や空間的意味を建築的に表現した簡易裁判所の思想を伝えるものとして、重要な建造物であると評価をされておまして、本町としましても現存する数少ない建物、町内には歴史的な建造物

も少ない中で、町並み景観として歴史建造物として価値のある建物であるというふうに考えております。

その利用実態、財政的負担を踏まえた場合の建て替え等についての費用対効果でございますが、先ほど申しました耐震に関する調査、専門事業者に委託を行いまして、課題等の整理を進めていきます。その耐震化調査を含めた課題整理を行い、建物の保存や活用について協議、計画をしていきたいと考えておりまして、現在、費用対効果については検討しておりませんが、方針が決まれば当然費用対効果など試算を行う。こういったことが必要であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

以下、大原富枝文学館について4点ほど提言させていただきます。

まず一つ目が全面建て替えありきということの検討を見直すべきであると、建て替えのみを前提とせず、部分耐震改修、長寿命化改修、最小限の安全対策を含めた複数案比較を実施すること、重点耐震化を実施すること、特に常駐職員3名が勤務する執務空間において耐震補強、天井照明等の落下防止、避難動線整備を優先的にを行い、安全性を確保すること、三つ目が文化的価値を保存政策に位置づけること、建物を単なる老朽施設として扱うのではなく、地域文化資産として位置づけ、保存活用型政策を推進すること、四つ目がソフト事業強化への予算配分を行うこと、多額の建て替え費用ではなく、展示内容充実、文化イベント、観光連携、教育利用など施設価値向上への予算を重点的に配分すること、特に大原富枝先生から寄贈されました遺品や作品の原稿等が適切な湿度等で管理されているのか、紫外線等によって劣化していないのか、適正管理されている状態を維持することは大切であると考えます。

以上4点を提言させていただき、最後に人口減少時代における公共施設政策は、新しく造るから今ある資産を生かす方向へ転換する必要があると考えます。大原富枝文学館においても安全性と歴史文化価値の両立を図りながら、持続可能な保存活用を進めるべきであると考えますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） まもなく時間が来ておりますので、答弁を十分お考えいただいて、この答弁をもって終わりとすることにしますので、質問者準備をしてください。

それでは、澤田町長、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

提言をいただきました。

全面建て替えありきの検討を見直すことということ、これは私も同感でございますので、今後どういうふうに活用するのかということ、それから安全対策、そういったものも踏まえて、この検討してまいりたいというふうに思います。

大原先生があゝの簡易裁判所を非常に気に入られておりましたし、ご遺族の方のお気持ちなどもこの間お伺いしてきた経過もございます。そういったことも踏まえて、非常に私は歴史的な建物だというふうに思っておりますので、何とか残したいと、そういう中で、大規模な改修をして、大きな費用をかけるではなくて、必要な耐震はしながら、あの施設を何とか守っていきたいというふうに思います。

先ほど、ソフト事業強化に話がありましたけれども、これは非常に大事だろうというふうに思います。

先生からいただいたいろんなものがございますけれども、これは劣化をさせてはいけないし、災害で保全ができなかったというようなことがあってはなりませんので、レプリカの対応とか、今後もそういったことで守っていかなくてはならないし、この施設を改修できるかどうかも含めて検討するということでございますけれども、それを、施設改修関係なくても先生からお預かりしておりますいろんなもの、非常に重要なものがございますので、それを保管するという施設はこれは施設改修とは別に、必要になってくるだろうというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえて、この施設の在り方について検討を進めてまいりたいというふうに思います。これは積極的に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川さん、時間来ていますんで。

○1番（吉川裕三さん）大原富枝文学館については、安全性の確保と歴史文化資産としての価値の両立を図りながら、次世代へ継承していくという視点が必要であると考えます。新しく造るから今ある資産を生かせということを申し述べまして、私の一般質問は終了します。

どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）以上をもちまして1番、吉川裕三さんの一般質問を終わります。

本日予定しておりました一般質問は全て終わりましたので、本日はこれをもって散会いたします。

明日は9時開会でございますので、よろしくお願いします。

お疲れさまでした。

午後 4時22分 散会